

表 4.1.13 地域別主要林産物輸出量

(1,000 m³)

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	計	3,012	3,160	3,220	3,028	2,864
	半島部	10	8	12	16	4
	サバ	211	326	303	350	404
	サラワク	2,791	2,826	2,905	2,662	2,456
製材品	計	2,057	1,966	1,965	2,016	1,958
	半島部	1,019	1,049	1,097	1,254	1,255
	サバ	235	230	253	192	181
	サラワク	803	687	615	570	522
合板	計	3,406	3,399	3,101	2,534	2,486
	半島部	189	206	233	235	289
	サバ	579	584	535	498	495
	サラワク	2,638	2,609	2,333	1,801	1,702
単板	計	268	221	217	228	225
	半島部	11	4	6	10	15
	サバ	38	37	60	59	70
	サラワク	219	180	151	159	140
モールディング	計	266	228	261	263	236
	半島部	203	181	219	225	210
	サバ	44	29	26	25	20
	サラワク	19	18	16	13	6
切削板	計	591	640	591	546	574
	半島部	472	498	457	456	492
	サバ	13	19	14	5	3
	サラワク	106	123	120	85	79
繊維板	計	1,132	1,085	1,029	985	1,032
	半島部	949	900	856	817	864
	サバ	0	0	1	0	0
	サラワク	183	185	172	168	168

注1：丸太には大中角を含む。

2：合板にはブロックボードを含む。

3：モールディングにはダボを含む。

資料：Malaysian Timber Industry Board & Department Statistic Malaysia。2016年のサラワク州の輸出の数値は、STIDC, "Export Statistics of Timber & Timber Products Sarawak 2016"。

2016年のマレーシアの木材・木材製品輸出額（表4.1.14）は、MYR¹⁰221億900万であった。2012年以降、輸出額は増加傾向にあり、2016年の輸出額は2012年に対して9%増加した。

輸出相手国別輸出額では、日本が第1位で総輸出額の17%を占めている。ただし2012年の日本の同シェアは21%であったので同シェアは4ポイント縮小している。

一方で、2015年以降、米国、オーストラリアの輸出額が増加している。米国向け輸出額は2015年に前年比25%増、2016年は同じく8%増、さらにオーストラリアについては、同じく2015年は16%増、2016年は15%増となった。

前述したように森林認証製品がEU向けに出荷されているなど、マレーシア産木材・木材製品の輸出相手国は多様化する傾向にある。

¹⁰ MYR=マレーシアリングギット（2017年7月現在、1MYR=約25円）

表 4.1.14 相手国別木材・木材製品輸出額

(MYR 100 万)

	2012	2013	2014	2015	2016
計	20,197	19,721	20,789	22,145	22,109
日本	4,266	4,183	4,164	4,020	3,729
米国	2,480	2,323	2,449	3,070	3,301
インド	1,475	1,531	1,777	1,890	1,537
オーストラリア	863	849	911	1,057	1,216
シンガポール	901	867	954	1,068	1,163
韓国	858	872	960	1,030	1,095
英国	749	649	791	807	896
中国	679	831	873	816	847
台湾	924	999	991	925	788
タイ	760	635	603	696	709
その他	6,242	5,982	6,316	6,766	6,828

注 1 : FOB 価格

2 : MYR=マレーシアンリングギット

資料 : Malaysian Timber Industry Board & Department Statistic
Malaysia

4.1.4.3 加工工業の概要

マレーシアには 2016 年に 3,505 件の木材加工工場が加工業のライセンスを得た (表 4.1.15)。加工工場の 79%は半島部に、12%はサバ州、9%はサラワク州に立地している。

マレーシアの木材加工産業の特徴は家具加工工場の多さにあり、加工工場全体の 49% (1,710 工場) が家具加工工場であり、なおかつその 99% (1,685 工場) が半島部に集中している。半島部ではゴムの人工林が広く展開し、半島部の家具加工工場はゴム材を原料としている工場が多い。ゴム材には製材直後に行う初期乾燥処理が製材品の形状安定及びブルーステイン防止のために必要不可欠であるため、その処理を行う人工乾燥処理工場も半島部では普及している。人工乾燥処理工場は、マレーシア全体の 60% (112 工場) が半島部に立地している。

製材工場は 2016 年現在、955 件存在している。製材工場もその 68% (652 件) が半島部に立地している。

合単板工場、ブロックボード工場及び幅はぎ工場については、42% (83 件) が半島部に、35% (69 件) はサラワク州に、23% (46 件) はサバ州に立地している。

モールディング工場は、半島部を中心に減少しており、2015 年から 2016 年にかけて 25% 減少し、2016 年現在の件数は 171 件である。

製紙工場は、2016 年にサバ州とサラワク州にそれぞれ 1 工場ずつ立地している。

なお、加工ライセンスを得た工場であっても、稼働していない工場が相当数ある。たとえば、2016 年に半島部では 652 件の製材工場に加工ライセンスの発給があったが、実際に稼働していた工場は、この内の 57%にあたる 370 件である。

表 4.1.15 地域別加工工場ライセンス発給件数

(件)

		2014	2015	2016
計	総計	3,661	3,612	3,505
	半島部	2,861	2,866	2,762
	サバ	418	418	412
	サラワク	332	323	331
製材	計	1,002	991	955
	半島部	694	687	652
	サバ	141	139	140
	サラワク	167	165	163
合単板、 ブロックボード、 幅はぎ板	計	184	192	198
	半島部	68	78	83
	サバ	49	47	46
	サラワク	67	67	69
モールディング	計	310	336	248
	半島部	158	186	105
	サバ	114	112	106
	サラワク	38	38	37
パーティクルボード	計	24	10	10
	半島部	22	8	8
	サバ	1	1	1
	サラワク	1	1	1
家具	計	1,710	1,710	1,710
	半島部	1,685	1,685	1,685
	サバ	24	24	24
	サラワク	1	1	1
人工乾燥処理	計	210	207	211
	半島部	110	109	112
	サバ	54	54	53
	サラワク	46	44	46
保存処理	計	94	94	91
	半島部	69	68	66
	サバ	25	26	25
	サラワク	—	—	—
その他	計	127	72	82
	半島部	55	45	51
	サバ	10	15	17
	サラワク	12	7	14

資料：Forestry Department of Peninsular Malaysia, Sabah Forestry Department, Sarawak Timber Industry Development Corporation, Malaysian Timber Industry Board

4.1.4.4 木材加工業及び植林事業の労働者数

マレーシア木材産業庁によると、2013年現在の木材加工業及び植林事業の労働者数は、16万2,041人である（表4.1.16）。

業態別労働者数は、合板製造業3万7,781人（全雇用者の23%）、製材業2万5,154人（同16%）、モールディング加工業3万4,532人（同15%）、家具製造業2万4,334人（同15%）などとなっている。

マレーシア木材産業庁は、2016年には木材加工業及び植林事業労働者数は2013年に対し9万9,789人増加（62%増）して、24万6,946人になると見込んでいる。

マレーシアの林業・林産業の特徴の一つとして、高い外国人労働者の比率があげられる。2013年の労働者の内の62%（9万4,258人）は外国人労働者である。このため、木材合法性保証システムにおいても、外国人労働者を含む合法的な雇用のための管理及び監督の標準が設定されている。

2013年現在、外国人労働者の比率が高い業態は、合板製造業（82%）及び植林業（77%）であり、その他加工業として集計している業態においては84%を占めている。

表 4.1.16 木材加工業及び植林事業の労働者数

		2013年（実数）			2016年（見込み）		
		計	マレーシア人	外国人	計	マレーシア人	外国人
合 計		162,041	67,783	94,258	261,830	106,587	155,243
計		152,911	65,726	87,185	246,946	103,352	143,594
木 材 加 工 業	製 材	25,154	13,947	11,207	40,389	21,931	18,458
	合板製造	37,781	6,954	30,827	61,708	10,936	50,772
	家具製造	47,862	16,247	31,615	77,618	25,548	52,070
	モールディング加工	24,532	16,445	8,087	39,179	25,859	13,320
	保存木材加工	954	471	483	1,536	740	796
	人工乾燥処理	3,231	1,822	1,409	5,185	2,865	2,320
	パーティクルボード製造	289	220	69	460	346	114
	MDF製造	5,441	3,986	1,455	8,664	6,268	2,396
	集成材製造	1,057	919	138	1,672	1,445	227
	その他加工業	6,610	4,715	1,895	10,535	7,414	3,121
植 林 事 業	9,130	2,057	7,073	14,884	3,235	11,649	

資料：Malaysian Timber Industry Board

4.1.a マレーシア（サバ州）

サバ州の面積は、島嶼部を含めても北海道（8万3,424 km²）よりもやや小さい7万3,620 km²である。

森林面積は354万haで、州面積のほぼ半分を占めている。サバ州の森林面積は、2014年から2016年までの間に7万5,000ha縮小した。サバ州政府は、毎年、土地利用区分及び森林区分を見直しており、統計上の森林面積の減少並びに保安林面積の拡大及び商用林面積の縮小は主に州政府の政策に起因している。

サバ州の人工林面積は拡大傾向にあるが、2016年の人工林面積は24万haと森林面積に占める人工林の割合は7%にとどまっている。

サバ州森林局（以下、「森林局」という。）は、森林を27の森林経営区（FMU: Forest Management Unit）に区分し、各経営区に営林署を配置して森林を管理している。

さらに森林局は、次の表のように森林を七つに区分して管理している。この内、商業伐採ができるのは、クラスIIの商用林及びクラスVのマングローブ林である。2016年の商用林面積は166万9,000haで、この面積は州の森林面積の48%にあたる。

2016年の森林区分別面積は、2014年に対して保安林が31万5,000ha拡大した一方で、商用林は36万4,000ha縮小している。

表 4.1.a1 サバ州の森林区分別面積

区 分	名 称	面積 (1,000ha)			定義・解説
		2014年	2015年	2016年	
クラス I	保安林	1,039 (28.7%)	1,260 (35.4%)	1,354 (38.3%)	分水嶺、土壌安定、水源涵養、その他必要な環境資源を保護するための措置を行う保安林。この森林は禁伐。
クラス II	商用林	2,033 (56.3%)	1,750 (49.3%)	1,669 (47.2%)	林産物の供給のための伐採または採取が許可され、州経済に貢献。伐採はサバ州の持続可能な森林経営原則により実施。24万haの人工林を含む。
クラス III	地域林	5 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)	原則として地域コミュニティで消費するごく少量の木材に限り生産が許され、商業目的での利用は制限。
クラス IV	文化林	12 (0.3%)	11 (0.3%)	11 (0.3%)	主に地域住民に文化及びレクリエーションを提供する森林。レクリエーション施設がロードサイドまたは森林内で提供される。外来種が森林の文化的価値を高めるために植えられる場合がある。
クラス V	マングローブ林	281 (7.8%)	280 (7.9%)	256 (7.2%)	一般的な需要及び幅広いユーザーのためのマングローブ材とその他の林産物の供給が行われる森林。
クラス VI	未開発林	107 (3.0%)	107 (3.0%)	107 (3.0%)	生物多様性及び種の保存を含めた森林調査目的で人の手が入らない状態に保護されている森林。伐採は厳禁。
クラス VII	野生生物保護林	138 (3.8%)	138 (3.9%)	139 (3.9%)	主に野生生物の保護と研究のために保護されている森林。
計		3,615 (100.0%)	3,551 (100.0%)	3,540 (100.0%)	

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

2015年に森林局は、主に地域コミュニティの住環境の改善及び森林資源保全の強化を目的に、土地利用区分及び森林区分の変更を行った。

森林局は2015年に、40件、5万1,015haの区画を対象に伐採の許可を下した。その後、2016年の伐採許可区画数は56件と前年に対して16件増加したが、同年の伐採許可面積は4万1,003haと前年比約1万ha減少している。2015年と2016年の森林面積を天然林人工林別に比較すると、伐採許可区画数は天然林、人工林ともに8件増加したが、伐採許可面積は天然林が638ha減であったのに対し、人工林は9,374ha減と縮小幅が大きかった。

表 4.1.a2 伐採区画許可件数、面積

区 分	2015年		2016年	
	区画数	面積 (ha)	区画数	面積 (ha)
合 計	40	51,015	56	41,003
天然林	16	17,529	24	16,891
天然経営林	8	4,137	12	7,882
低負荷式伐採産業用天然林	8	13,392	12	9,009
計	24	33,486	32	24,112
人工林	9	3,797	19	17,005
産業用人工林	10	7,237	—	—
モザイク人工林	3	20,909	10	3,815
アグロフォレストリー	2	1,543	3	3,292

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

州有林及び私有林の伐採を行うためのライセンスは、「フォーム I ライセンス (Form 1 Licenses)」と称されている。このライセンスは短期ライセンスで、有効期間は対象面積に応じて1年から5年までと定められている。同ライセンスは、2015年と2016年に5件ずつ発行されている。この件数は、2014年の8件よりも3件減少しており、同ライセンス許可面積は2014年の1万8,194haから2015年には1万1,285haと6,909ha縮小したが、2016年には再び拡大に転じ、同年の伐採許可面積は2万1,873haである。2016年のフォーム I ライセンスは、全て州有林に対して発行された。

私有地を対象に発行されるフォーム II B ライセンスは、森林をオイルパーム農園、ゴム農園、その他短期収穫型の作物を生産する土地に転換するために活用されている。森林局は同ライセンスを2014年には130件(1万884ha)、2015年には162件(8,185ha)、2016年には150件(1万7,492ha)発行した。

表 4.1.a3 フォーム I ライセンス及びフォーム IIB ライセンスの発給状況

	2014年		2015年		2016年	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
フォーム I	8	18,194	5	11,285	5	21,873
フォーム IIB	130	10,884	162	8,185	150	17,492

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

4.1.a.1 サバ州木材合法性保証システム (Sabah TLAS)

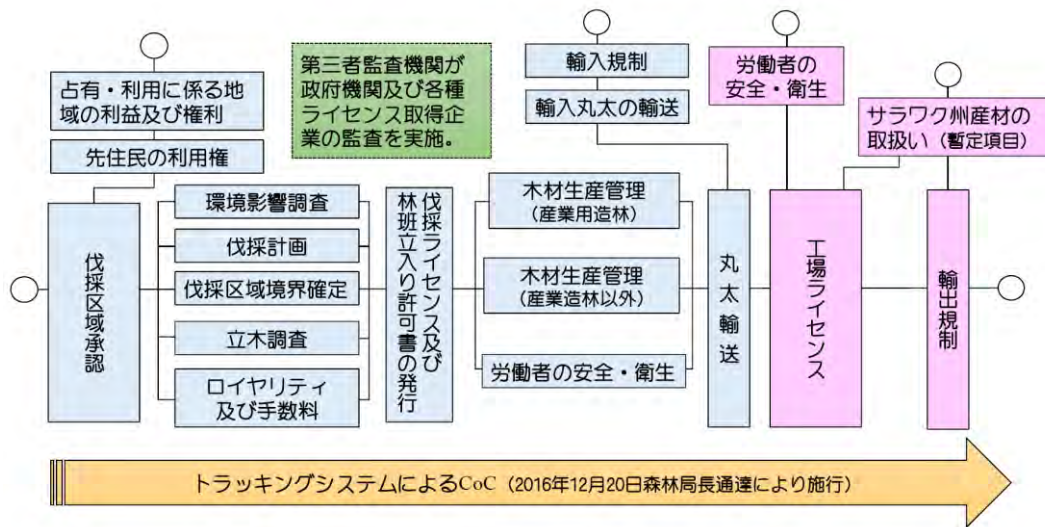
4.1.a.1.1 設立の背景とシステムの概要

サバ州の木材合法性保証システムは、Sabah TLAS (Sabah Timber Legality Assurance System) と称されている。2003年にEUは、EU-FLEGTを策定し、マレーシアはこれに応じて、同年から木材合法性保証システムの開発に着手した。森林局は、森林管理並びにCoCを含む加工業務及び貿易のコンプライアンスの評価を重要な要件として位置付けている。

サバ州の木材合法性保証システムは、VPAの要件である第三者による監査¹を組み込んでいる。この監査は、森林局が登録している全ての木材取扱業者とともに森林局に対しても行われる。

このシステムの適用範囲は、州有林の伐採を行うためのフォームIライセンス及び私有林を開発するためのフォームII Bライセンスにより活動を行っている林業会社及びこの林業会社が生産した木材の加工、流通又は貿易を担っている事業者である。

このサバ州の木材合法性保証システムは、6つの基準と23の標準により構成している。基準1から基準4までが森林利用、丸太生産及び丸太流通に係る「川上の基準」(標準数17)、基準5及び基準6は、加工工場、木材製品流通及び貿易に係る「川下の基準」(標準数6)である²。



資料：サバ州森林局

図 4. 1. a1 サバ州木材合法性保証システムの標準間の関連と手続きの流れ

¹ 監査は Global Forestry Service 社 (本社所在地：米国領バージン諸島) が監査実施主体として森林局によって指定されている。

² 表 4. 2. a4 における標準数は、「川上」12、「川下」6、合計 18 であるが、これは、同じ事項について、ケースパーケースで設定されている標準を要約して 1 つにしているため、実際に設定されている標準数よりも少なくなっている。

23 の標準の相互関係を図 4.1.a1 に示した。いうまでもなく全ての標準がシステム運用にとって必要であるが、システム運用の主流に位置付けられる標準とそれに付随している標準がある。さらに、第三者機関がシステムに参加する全ての組織を対象に監査を行い、システムの適正な運用を図っている。

4.1.a.1.2 木材合法性保証システムで使用する主な書類

木材合法性保証システムでは ISO の手法に則り、後述するそれぞれの手続別に書類を作成しながら行う。このため書類の点数と量はかなり多くなる。次表に各基準と標準の実行に際し使用する主な証拠書類の一覧を掲げた。これらの書類には、様々な書類が添付されている。

前掲の輸出申告書による合法性証明については、書類に合法性を示す明確なタイトルが付いた単独の書類ではないという難点があるものの、これらか解説する複雑な木材合法性保証システムの全ての手続きの完了を示している事実注目する必要がある。

表 4.1.a4 サバ州木材合法性保証システムで使用する主な証拠書類

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 1 伐採権	1. 伐採区域の承認	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 承認済の森林利用計画書 ▪ 承認済の年間作業計画書 ▪ 森林利用計画承認書 ▪ 伐採許可書発行承認書 ▪ 伐採許可書 【森林局、天然資源局、土地測量局】	①永久林、州有林及び私有林（短期ライセンス） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 1968 年森林法第 15 条及び第 24 条 ▪ 土地条令第 18 条 ②永久林及び州有林（長期ライセンス） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 1968 年森林法第 15 条、第 24 条、第 28A 条 ▪ 持続可能林経営協定書、長期ライセンス契約書 ③森林局所管区域内の森林 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 1968 年森林法第 15 条第 1 項及び第 28A 条
	2. 伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採権発行承認書 ▪ 伐採権又は伐採区域許可書 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1968 年森林法第 15 条及び第 24 条 ▪ 1969 年森林規則第 12 条第 3 項 ▪ 森林署長宛回覧状 FD26/2009 ▪
	3. 環境影響調査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 承認済の環境影響調査報告書又は緩和措置提案書及び環境条件協定書又は緩和措置提案書 【森林局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2002 年環境保護法第 12 条一第 14 条及び第 20 条 ▪ 2012 年環境保護指令（環境影響評価報告書） ▪ 2005 年環境保護規則（環境コンサルタント登録）
	4. 伐採計画	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 承認済の総合伐採計画書 ▪ 森林署長による総合伐採計画承認書 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1968 年森林法第 28A 条 ▪ 低負荷式伐採作業ガイドブック第 3 版第 2 章 ▪ 持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書
	5. 伐採区域の境界確定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 承認済の総合伐採計画書 ▪ 森林署長による総合伐採計画承認書 【森林局、土地測量局】	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 土地条令第 8 隸（境界確定と測量） ▪ 持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書 ▪ 1962 年測量会社規則（測量行為） ▪ 測量会社条令第 10 条及び第 12 条

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
	6. 立木調査	<ul style="list-style-type: none"> 承認された事前調査報告書 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> 森林署長宛回覧状 FD26/2009
基準2 林内 作業	1. 伐採作業 管理	<ul style="list-style-type: none"> 四半期別伐採進捗状況報告書 伐採日報 占有許可書 刻印登録書 暫定操業ライセンス 伐採リスト 低負荷式伐採請負業者証明書 低負荷式伐採訓練証明書 伐採請負業者証明書 環境条件協定書又は環境影響緩和措置宣言書 野生生物省宛通知書 【森林局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> ライセンス契約書 伐採区域許可条件書 1969年森林規則第20A条 低負荷式伐採作業ガイドブック第3版第2章・第3章 2002年環境保護法第12条～第14条及び第20条 野生生物保護法第38条
	2. 木材生産 管理	<p>①永久林、州有林及び私有林</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地所有権の証明書（有効な土地所有証明書、地権者確認書及び土地取得代金領収書） 土地所有者と丸太輸送・木材廃棄請負業者間の受発注書、覚書又は契約書 II B様式申請書（伐採前、伐採後） 承認報告書 調査報告書（伐採後） <p>②産業用造林</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期別伐採作業報告書 月次生産報告書 伐採請負業者登録証明書 製材工場の加工のための丸太一覧 <p>③共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材移動許可書 木材除却許可書 【森林局、土地測量局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> 1969年森林規則20A章 低負荷式伐採作業ガイドブック第3版 2002年環境保護法第12～14条及び第20条 野生生物保護法第38条 <ul style="list-style-type: none"> 土地条令第22条・第23条 1969年森林規則第3規則 1968年森林法第24条第5項
	3. 丸太輸送	<ul style="list-style-type: none"> 入荷台帳 刻印持出し許可書 木材処分許可書 輸送許可書 輸送許可書（午後7時から午前7時までの時間帯に輸送する場合） 移動許可書 移動許可書受領書 土地の登記簿又は契約書（人工造林の場合） 【森林局】	<p>①永久林、州有林及び産業用造林を除く私有林</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地条令第22条・第23条 1969年森林規則第3条 1968年森林法第24条第5項 <p>②産業用造林</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間作業計画書（永久林・州有林） ライセンス契約書（同上） 2002年環境保護法第12条～14条及び第20条 森林署長宛回覧状 FD31/2013（州有林・私有林）
	4. 労働安全 衛生	<ul style="list-style-type: none"> 作業指示台帳並びに訓練台帳、保険台帳及び事故対応台帳 職業安全衛生省監査報告書 社会保障機構検査報告書 労働省検査報告書 森林局検査報告書 【職業安全衛生省、社会保険機構、森林局】	<ul style="list-style-type: none"> 1994年職業安全衛生法第15条 労働法第118条 1952年労働者補償法 1969年従業員社会保険法 低負荷式伐採作業ガイドブック第3版第2章及び第4章
基準3 徴税	ロイヤリティ 及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> 移動許可証、木材処分許可書 ロイヤリティ、森林回復手数料、地域森林税、その他の税金又は手数料の納付書（写し） 月別納付報告書 ライセンス手数料納付書 	<ul style="list-style-type: none"> 1968年森林法第24C条及び第42条第d号・第e号 1969年新任規則第12条第1項 ロイヤリティ査定用木材計量規則（CF No.1-81 2006）

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		<ul style="list-style-type: none"> 登録伐採機械台帳 【森林局】 	
基準 4 その他の 権利	1. 占有・利用に係る地域の利益及び権利	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティエリアを区分した森林利用計画 社会基線測量報告書 コミュニティ相談記録台帳 【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書
	2. 先住民の利用権	<ul style="list-style-type: none"> 現地訪問調査報告書 II A 書式ライセンス（先住民利用権申請ライセンス） 【森林局、土地測量局】 	<ul style="list-style-type: none"> 1968 年森林法第 41 条（州有林、私有林） 1969 年森林規則第 8 条 土地条令第 13 条—第 16 条、第 64 条・第 65 条、第 69 条及び第 82 条（州有林）
基準 5 工場の 操業	1. 工場ライセンスの発行、更新及び書替並びに操業条件	<ul style="list-style-type: none"> 工場ライセンス 木材入荷台帳（一次加工工場） 月別生産利益報告書 【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 1968 年森林法第 42 条 1969 年森林規則第 19 条第 1 項 サバ州木材工業ライセンス認可ガイドライン 2012 年第 2 版
	2. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 作業指示台帳、訓練台帳、保険台帳及び事故記録台帳 職業安全衛生省監査報告書 社会保障機構事故調査検査報告書 労働省検査報告書 【職業安全衛生省、労働省、社会保障機構】 	<ul style="list-style-type: none"> 1994 年職業安全衛生法第 15 条 労働条令第 118 条 1952 年労働者負担金法 1969 年授業印社会保障法
基準 6 貿易・ 関税	1. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> 輸出ライセンス（年次別） 税関検査報告書 輸出申告書（税関押印済のもの） 添付資料 企業登録機構の企業登録証明書及び貿易ライセンス 【マレーシア税関】 	<ul style="list-style-type: none"> 1976 年関税法 2014 年森林法第 42 条 d 号・第 c 号及び第 i 号 1969 年新任規則第 17 条第 1 項及び第 17A 条第 1 項
	2. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> 輸入ライセンス（森林局発行） 植物防疫証明書 現物検査報告書（森林局発行） 輸入ライセンス又は輸入許可書 企業登録機構の企業登録証明書及び貿易ライセンス 【マレーシア王国税関、森林局、農業省】 	<ul style="list-style-type: none"> 1976 年関税法 2014 年税関指令（輸入禁止） 1976 年植物検疫法 植物検疫証明書植物検疫要件文書（2012 年 5 月 8 日付、TP.KTPK207207/K1E379/B(98)）
	3. 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	<ul style="list-style-type: none"> 輸入業者の移動許可書（写し） 加工工場における森林書事務所発行の移動許可書 輸入木材検査手数料納付領収書 輸入木材月別記録台帳（森林局提出用） 【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 森林署長回覧状 FD05/2010
	4. サラワク州産木材の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> サラワク州産材を輸入企業名簿 サラワク州産材の購入者、販売者及び代理店の記録 森林局の承認記録、検査記録及び確認記録 輸出申告書 【マレーシア王国税関、森林局、農業省】 	<ul style="list-style-type: none"> 1967 年関税法 1981 年手数料法（1999 年検査サービス及び証明書申請手数料） 森林署長回覧状 FD05/2010 1976 年植物検疫法 植物検疫証明書植物検疫要件文書（2012 年 5 月 8 日付、TP.KTPK 207207/ K1E379/ B (98)）

資料：サバ州森林局

4.1.a.1.3 実施主体と事業体数

(1) 実施主体

サバ州木材合法性保証システムの実施主体は、森林局、営林署、監査機関並びに森林管理者及び加工・流通業者である。木材合法性保証システムの運営における各機関の主な業務及び各機関に課された責任は、次の表のとおりである。

なお、実際の運用については、次の表に掲げられていない政府機関や組織が関わるが、それらは木材合法性保証システムに間接的に関わる組織として位置付けられている。

表 4.1.a5 木材合法性保証システム運用担当者と主な業務及び責任

	基準1から4まで (森林利用、丸太生産、丸太流通等)	基準5及び基準6 (加工工場、製品流通・貿易)
森林局	<p>森林局では木材合法制保証システムを FLEGT ユニットの管轄させ、次の業務について責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 監査の適用範囲に含まれる森林ライセンスの領域及び森林経営区画の決定。 ■ 監査結果の検証。森林管理協定予備木材合法性保証システムの要件の実績に関する監査。 ■ 監査手順書の履行。 ■ 監査完了報告書の作成。 ■ 監査チェックリスト及び報告書作成様式の精査。 	<p>森林局及び担当職員は、次の業務に責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 監査対象となる木材加工工場、流通企業及び輸出企業の特定。 ■ 監査結果を検証し、基準5から6までが対象となる企業の実績を監査。 ■ 本手続きの履行を保障。 ■ 監査チェックリスト及び報告書作成様式の精査。
営林署	<p>営林署に配属された FLEGT ユニットの職員又は任命された職員は、次について責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 合法性を確認する森林を特定するための調整。 ■ 合法性を確認する評価チームの現地訪問の支援。 ■ 不適合事項に対応するための機関への改善支援。 ■ 不適合事項に対応するために機関が講じる手段についての報告。 	同 左
森林局 FLEGT ユニ ット	—	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合法性確認のための企業への連絡業務の調整 ■ 不適合事項が生じた事業体への改善支援。 ■ 不適合事項又は不適合事項を解消した事業所の対応報告書の作成。
監査機関	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査の実施。 ■ 森林局職員及び森林経営区関係者の訓練。 ■ 監査結果の報告。 ■ 森林局からの承認を得て監査チェックリストを改訂。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査の実施。 ■ 森林局職員及び森林経営区関係者の訓練。 ■ 監査結果の報告。 ■ 監査で明らかになった不適合事項の2か月以内での報告。 ■ 森林局からの承認を得て監査チェックリストを改訂。
林産企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ グローバルフォレストリーサービス社員による現地評価作業の支援。 ■ 規定と実行の間のギャップへの修正及び対処。 ■ 社員、監督者及び労働者の訓練。 ■ 森林局職員と、規定と不適合事項の間のギャップを調整。 	同 左

資料：サバ州森林局

(2) 事業所数

サバ州で林業、木材加工業及び貿易を含む木材流通業を開業するときは、森林局への業者登録又は森林局が発行するライセンスが必要である。

木材合法性保証システムの管理対象となる事業所は、これらの登録またライセンス受給事業者の内、丸太の生産又は木材製品製造を行っている事業所並びに丸太又は木材製品の流通・貿易を行っている事業所である。

2016年に森林局は、林班立入許可 (Coupe Permit) を56社 (計4万1,003ha) に、フォームIライセンスを5社 (2万1,873ha) に、フォームII Bライセンスを150社 (1万7,492ha) に、持続可能林経営ライセンス協定 (SFMLA: Sustainable Forest Management License Agreement) に基づくライセンスを

34社 (158万5,819ha) に発行しており、これらの林業事業者は、木材合法性保証システムの管理下に置かれている。さらに森林局が直営で管理し、丸太を生産している州有林が2016年には17か所 (78万3,290ha) ある。森林局が直営で管理している森林とそこから生産した丸太も木材合法性保証システムの管理対象である。

なお、人工造林を行っているものの立木が伐期に達していないために伐採を行っていない林業事業者は、木材合法性保証システムの管理対象とはならない。この事業者が伐採を行おうとするときは、森林局に伐採ライセンスを申請し、伐採ライセンスを取得してから伐採を行う。伐採ライセンスを発給するときに、森林局はこの事業者を木材合法性保証システムの対象として登録するので、この事業者は否応なく木材合法性保証システムの管理下に置かれる。

さらに加工工場で木材合法性保証システムの管理対象となるのは、操業中の工場であり、ライセンスを取得しているものの、操業していない工場は管理対象ではない。たとえば、2016年には140件の製材工場にライセンスが発行されているが、操業している製材工場は72である。操業している72の製材工場が木材合法性保証システムの管理の下、製材を行っている。操業している工場には森林局職員が常駐し、その森林局職員は丸太の入荷、製品の出荷をはじめとする工場の業務を監督している。

表 4.1.a6 許可・ライセンス発行件数・許可面積

	発行件数 (件)	許可面積 (ha)
林班立入許可	56	41,003
フォームI	5	21,873
フォームII B	150	17,492
SFMLA	34	1,585,809

注：2016年実績値。
資料：サバ州森林局

表 4.1.a7 サバ州の林産加工工場数 (2016年)
(件)

	稼働数	操業許可数
製材工場	72	140
合単板工場	29	45
モールディング工場	42	106
切削板工場	1	1
製紙工場	1	1
チップ製造工場	1	9
保存木材工場	9	25
乾燥工場	29	53
MDF工場	0	1
おが炭工場	2	3
竹製家具工場	0	1
ペレット工場	3	5

資料：サバ州森林局

2016年に木材合法性保証システムの管理下にある稼働中の工場は、製材工場72、合単板工場29件、モーディング工場42、乾燥工場29件、保存木材工場9件、ペレット工場3件、おが炭工場2件、チップ製造工場1件並びに切削板工場及びペレット工場各1件である。

4.1.a.2 サバ州木材合法性保証システムの運用

4.1.a.2.1 森林部門における運用

木材合法性保証システムの基準1から基準4までは、森林部門に係るものである。

なお、この項以降の図表には、英文と和文を併記しているものがある。英文と和文の併記は、行政機関の担当部署、書類の固有名称、その他の固有名詞の英文併記が日本の関係者が正確に合法性確認を行うことを可能にすること、さらにこれらの図表は、全木検が作成し、それをサバ州森林局持続可能森林経営部 FLEGT ユニットが監修を行ったこと、そして森林局は、今後、木材合法性保証システムの改訂を予定しているため、将来的にこれらの図表を改める必要が生じる可能性があることから行っている。

(1) 基準1 伐採権

基準1は伐採権に係る基準である。この基準には、次表のように6つの標準を設定している。

表 4.1.a8 基準1 伐採権のコンテンツ

標準	区分
①伐採区画の承認	A. 短期ライセンス a. 永久林 b. 州有林 c. 私有林 B. 長期ライセンス a. 永久林 b. 州有林 C. 森林局経営林
②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行	
③環境影響調査	
④伐採計画	
⑤伐採区域の境界確定	
⑥立木調査	

①伐採区画の承認

立木の伐採を行おうとする者は、伐採をする前に、州政府が伐採実施希望地を伐採区域に指定するよう所定の手続きにより州政府に申請しなければならない。

伐採区域指定のための申請及び州政府の伐採区域指定は、次の区分によってなされる。

- 永久林、州有林及び私有林（短期ライセンス）

- 永久林及び州有林（長期ライセンス）
- 森林局有林

A. 短期ライセンス（永久林、州有林及び私有林）

永久林及び州有林の生産物の採取及び立木の伐採を行おうとする者は、天然資源局又は私有地を所管する営林署長から伐採実施希望地を伐採区域とするための承認を得なくてはならない。

伐採区域の指定申請ができるのは、州政府に登録された企業、木材取引ライセンス取得者又はサバ州人である。

なお、伐採区域の承認がなされた後、先住慣習権が存在する土地を含めて特定用途の指定地の存在が明らかになったときは、その指定地を伐採区域から除外する。さらに、州政府職員は、伐採区域の申請があった全ての土地を対象に現地確認を行う。

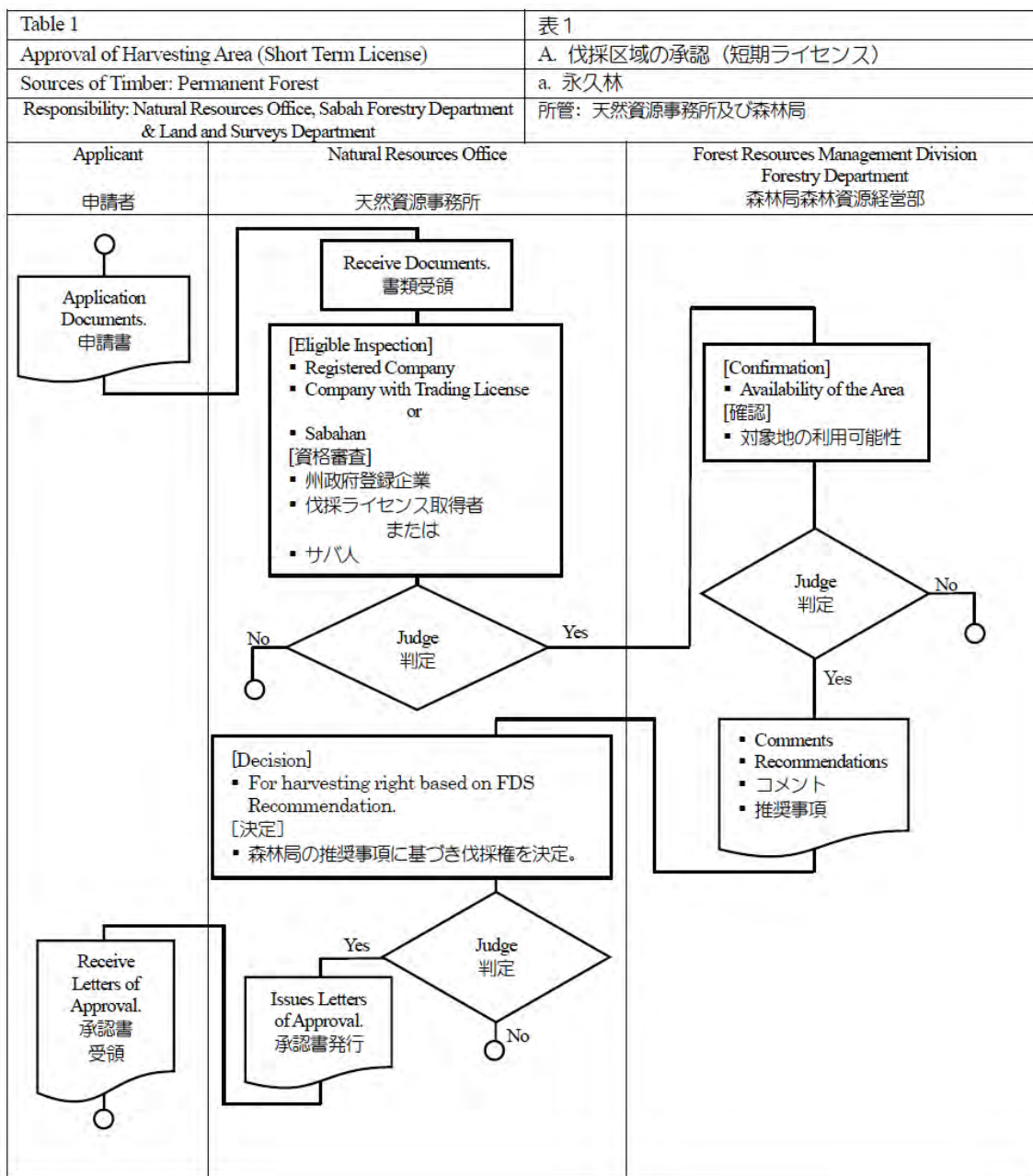
a. 永久林の伐採区域設定

永久林の伐採区域設定は天然資源局が所管しているので、永久林の伐採を希望する者は、天然資源事務所に永久林の伐採権を申請する。天然資源事務所は、申請者が州政府に登録された企業、木材取引ライセンス所持者又はサバ州人であるという資格要件を確認し、さらに申請があった区域を確認するために申請書を森林局に回付する。

天然資源事務所から申請書の回付を得た森林局森林資源経営部は、所定の手続きに従い、申請区域が伐採区域として利用可能であるかを判定し、天然資源事務所にコメント及び推奨事項を提示する。

天然資源事務所は、森林区分のクラス II への適合可能性、航空写真又は衛星画像により立木が伐採できる状態にあるか、特別に指定された河川の有無などを森林局森林資源経営部の推奨事項に基づき審査し、問題がなければ伐採許可書の発行を承認する。

森林局は、天然資源事務所の伐採許可書発行承認後、申請者に天然資源事務所の承認及び承認条件を承認書により通知する。この通知を受けた申請者は、森林局に連絡して申請の承諾を確認しなければならない。



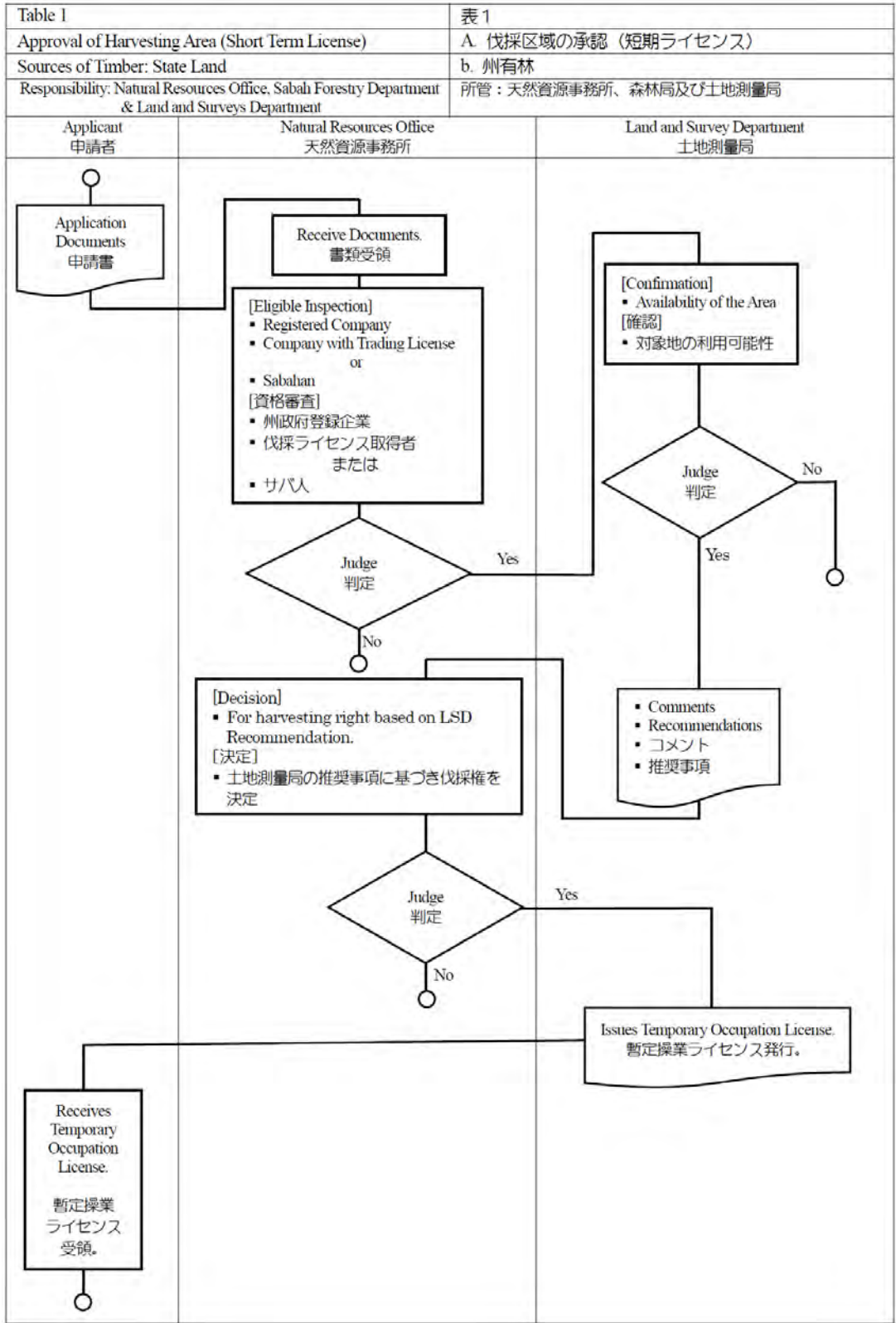
資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a2 永久林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

b. 州有林の伐採区域設定

州有林の伐採区域設定も天然資源事務所の所管である。申請者は、天然資源事務所に州有林の伐採区域設定を申請する。

伐採ライセンスの申請を受けた天然資源事務所は、州政府に登録された企業、木材取引ライセンス所持者又はサバ州人であるという申請者の資格要件を確認し、さらに申請があった区域が伐採に適しているかを確認するために、土地測量局に申請書を回付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a3 州有林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

天然資源事務所から申請書の回付を得た土地測量局は、所定の手続きに従い、申請区域が伐採区域として利用可能であるかを判定し、天然資源事務所にコメント及び推奨事項を提示する。

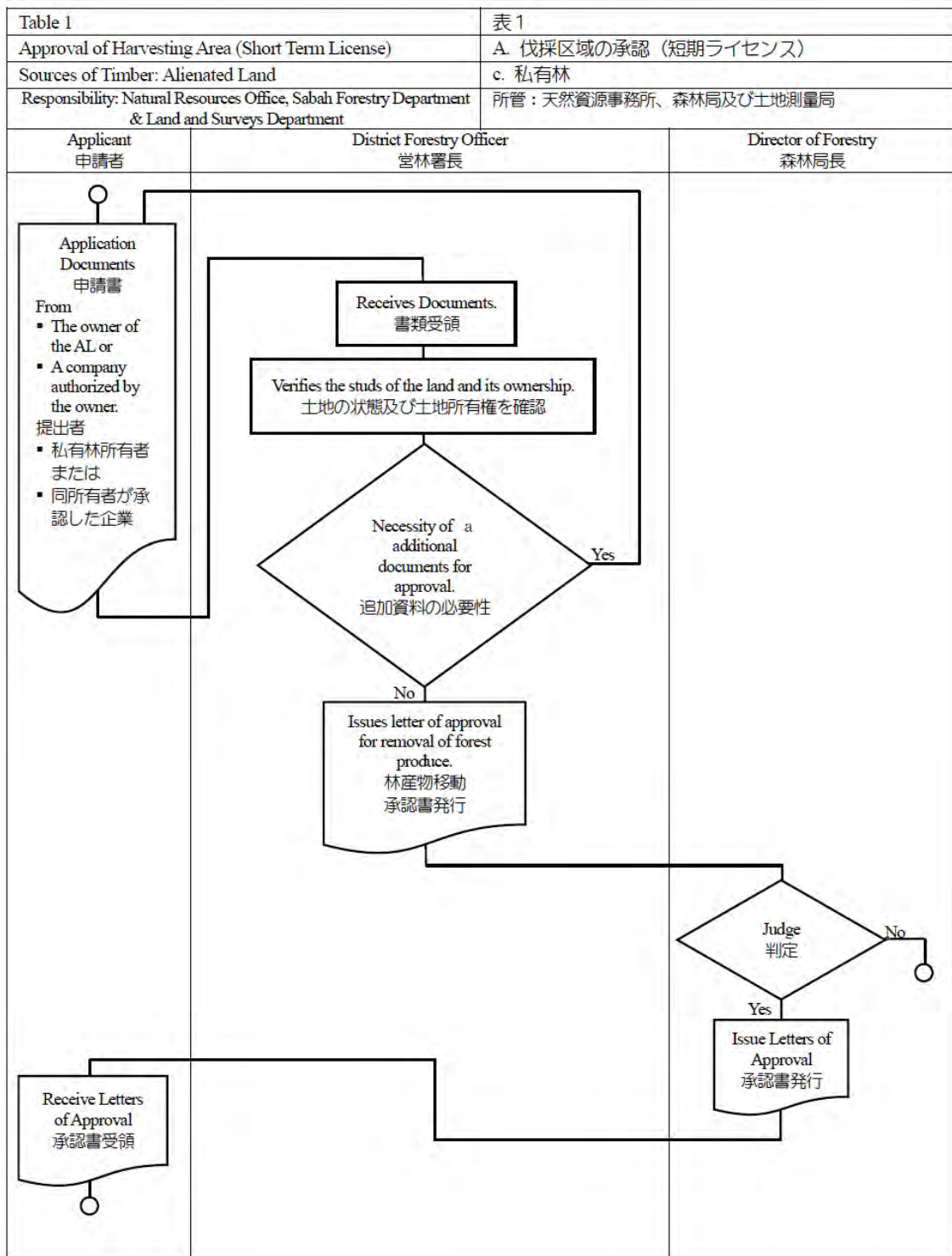
天然資源事務所は、森林区分のクラス II への適合可能性、航空写真又は衛星画像による立木が伐採できる状態にあるかの確認、特別に指定された河川の有無などを土地測量局の推奨事項に基づき審査し、問題がなければ伐採許可書の発行を承認する。

土地測量局は天然資源事務所の伐採許可書発行承認後、暫定操業ライセンスを申請者に発行する。

c. 私有林の伐採区域設定

私有地における伐採区域設定は、営林署の所管である。営林署長が私有地所有者又は私有地所有者が承認した企業から伐採区域設定の申請書を受理したときは、土地の状態及び土地所有権を確認し、追加資料の必要性がないときは、林産物移動承認書を発行するための許可を森林局長に伺う。

森林局長は営林署長からの林産物移動承認書発行に係る伺いを決裁し、同承認書の発行が妥当であると判断したときは、同承認書の発行にあたって必要な条件があるときはその条件を、環境評価報告書又は緩和措置提案書の提出が必要なときはその旨を森林局長名の承認書に記載して林産物移動承認書とともに申請者に送付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a4 私有林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

【証明書及び手続書類】

短期伐採ライセンスによる伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a9 短期伐採ライセンスによる伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類

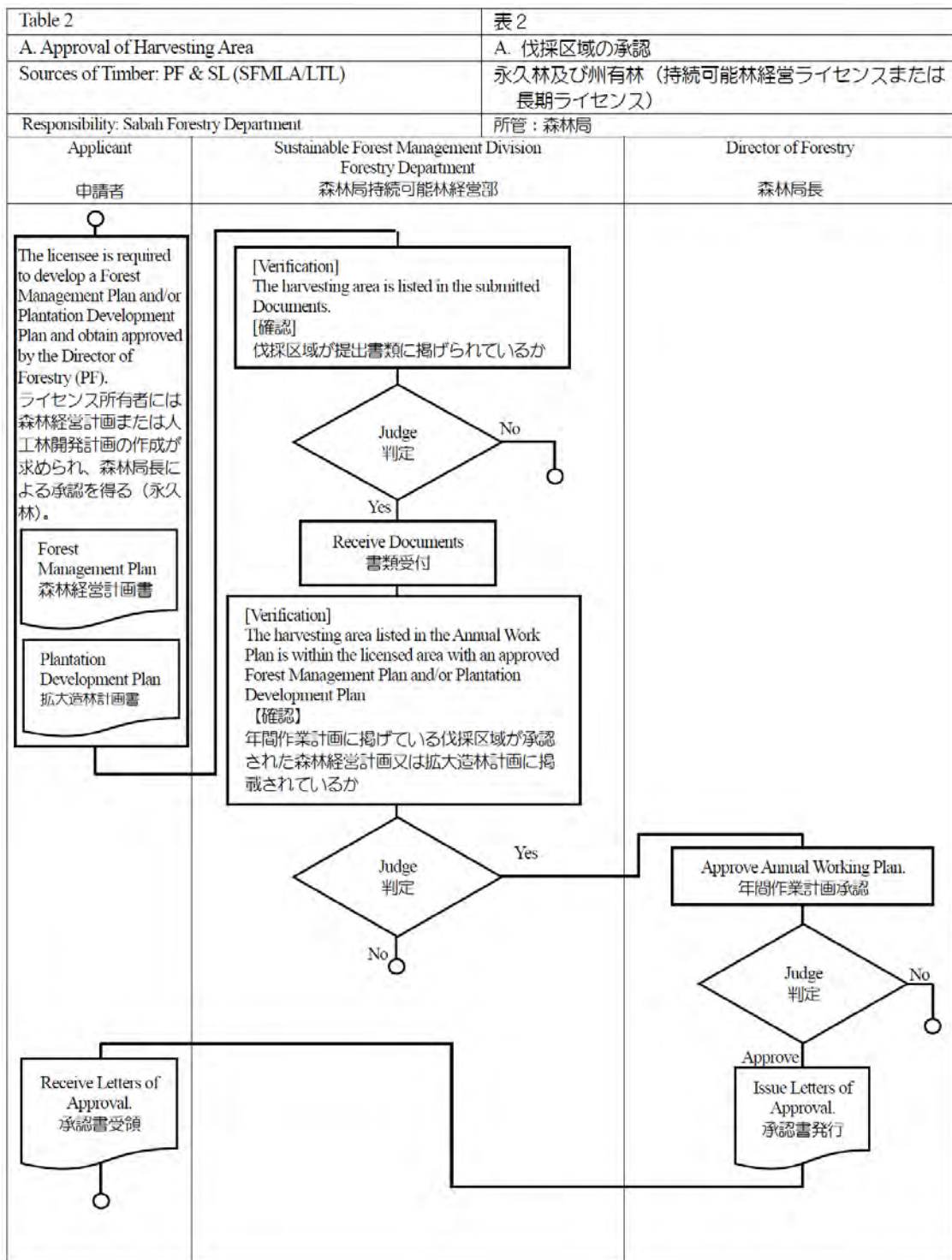
	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
A. Permanent Forest (PF) 永久林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	Natural Resources Office, 天然資源事務所
	Letter of Recommendation 推奨事項提案書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Natural Resources Office, SFD 森林局天然資源事務所
	Letter of Approval 承認書	Natural Resources Office, SFD 森林局天然資源事務所	Applicant of the License. ライセンス申請者
※ Table 1 ※ 表 1			
B. State Land (SL) 州有林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	Natural Resources Office 森林局天然資源事務所
	Letter of Comment & Recommendation 推奨事項提案書	Land and Survey Department 土地測量局	Natural Resources Office 森林局天然資源事務所
	Temporary Occupation License 暫定操業ライセンス	Land and Survey Department 土地測量局	Applicant 申請者
※ Table 1 ※ 表 1			
C. Alienated Land (AL) 私有林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	District Forest Officer 営林署長
	Approval for Removal of Forest Produce 林産物移動承認書	District Forest Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Applicant of the License. ライセンス申請者
※ Table 1 ※ 表 1			

資料・監修：サバ州森林局

B. 永久林及び州有林（持続可能林経営ライセンス協定又は長期ライセンス）

持続可能林経営ライセンス協定（SFMLA）を締結している者及び長期ライセンス所持者は、永久林の伐採区域の承認申請を行う前に、10年間の森林経営計画また10年間の人工林開発計画に基づいた年間作業計画書を含む森林利用計画書及び拡大造林計画書を作成し、これらについて森林局長の承認を得なければならない。

伐採区域の承認を求める申請者は、森林局持続可能林経営部に申請書とともに年間作業計画が記載されている森林経営計画書又は拡大造林計画書を提出する。持続可能林経営部は、申請書に伐採区域が含まれているか、伐採区域が申請者から提出された森林利用計画書又は人工林開発計画及び年間作業計画書に掲げられているかを確認し、問題がなければ森林局長に書類を回付する。森林局長は年間作業計画を含む森林経営計画書及び拡大造林計画書を承認し、承認書を申請者に発行する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4. 1. a5 永久林及び州有林伐採区域（持続可能林経営ライセンス又は長期ライセンス）承認手続き

C. 永久林（森林局経営林）

森林局が管理している永久林の伐採区域の承認のためには、森林局のプロジェクトマネージャーが作成し、森林局長が承認した森林利用計画書を指名された森林局事業課長が持続可能林経営部に提出する。持続可能林経営部は森林利用計画書を確認し、伐採区域を管轄する営林署長に年間作業計画を作成するよう指示する。伐採区域を管轄する営林署長は、森林局長が承認した10年間の森林利用計画書に基づき年間作業計画書を作成し、林産企業担当副局長に年間作業計画書の承認を求める。

林産企業担当副局長は、承認を求めて申請された年間作業計画書に掲げられた伐採区域が承認された森林利用計画の範囲内にあるかを認め、森林局長の決裁を得る。

森林局長は、年間作業計画を承認したときは、承認書を指名された森林局事業課長に宛てて発する。

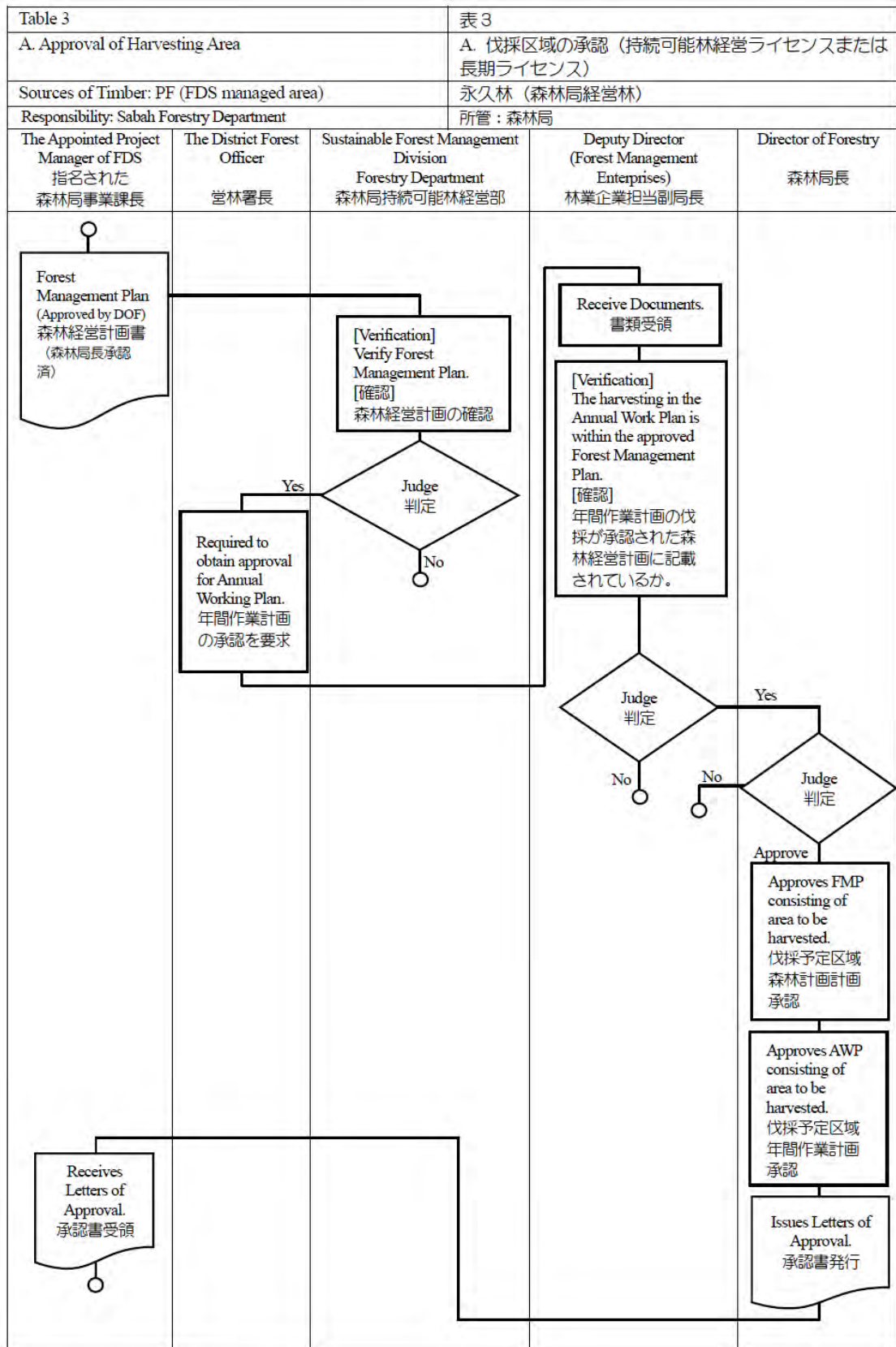
【証明書及び手続書類】

永久林及び州有林並びに森林局経営林の伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4. 1. a10 永久林及び州有林並びに森林局経営林の伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
A. SFMLA /LTL 持続可能林経営ライセンス協定また長期伐採ライセンス ※Table 2 ※表 2	Forest Management Plan 森林経営計画	Applicant 申請者	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Plantation Development Plan 人工林開発計画	Applicant 申請者	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Applicant of the License ライセンス申請者
B. Permanent Forest (FDS management area) 永久林 (森林局経営林) ※Table 3 ※表 3	Forest Management Plan (FMP) (Approved by DoF) 森林経営計画（森林局長承認済のもの）	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Annual Working Plan (Approved by DoF) (including FMP) 年間作業計画（森林局長承認済のもの）（森林経営計画に含まれる計画）	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a6 森林局経営林伐採区域承認手続き

②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行

森林から林産物を採取する会社及び個人は、有効な伐採ライセンス又は林班立入許可書（Coupe Permit）を所持しなければならない。

伐採ライセンス及び林班立入許可書は、以下の要件を満たしたときに森林局森林資源経営部が発行する。

- 森林伐採区域の承認。
- 天然資源局によるライセンス発行の承認（永久林及び州有林の短期伐採ライセンス）。
- 承認された環境評価報告書及び緩和措置提案書（後述の「③環境報告書」の項参照）。
- 伐採区域の境界確定。
- 資源報告書の承認。
- ライセンス料及び関係手数料の納付。
- 営林署長による私有地伐採ライセンス発行の承認。

伐採ライセンス又は林班立入許可書の申請を受けた森林局森林資源経営部は、前掲の申請者及び森林区域が基準により定められた全ての要求事項への適合を確認する。その上で、森林局は、上記7項目の要件を満たしている者に伐採ライセンス又は林班立入許可書を発行する。これらの確認手続きは、伐採ライセンス及び林班立入許可書を発行する度に行う。

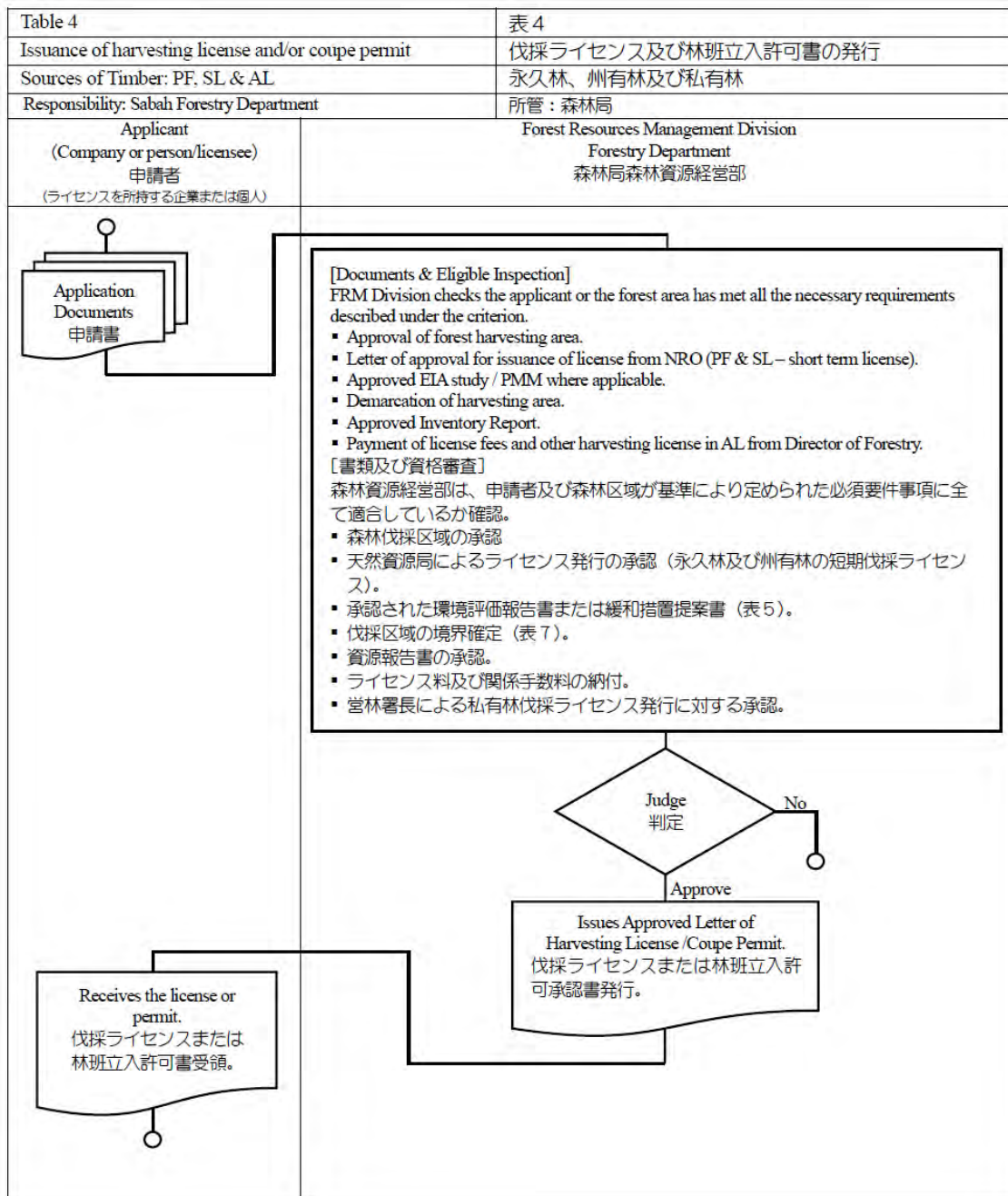
【証明書及び手続書類】

伐採ライセンス及び林班立入許可の発行に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a11 伐採ライセンス及び林班立入許可の発行に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
Issuance of Harvesting License /or coupe Permit 伐採ライセンスまたは林班立入り許可	Letter of Approval or license from NRO (PF /SL, Short Term License) 承認書または天然資源事務所が発行したライセンス（永久林または州有林の短期ライセンス）	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approved Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 承認された環境影響評価報告書または緩和措置提案書	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approved Inventory Report 承認された立木資源調査報告書	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approval Letter of Harvesting License /Coupe Permit 伐採ライセンス承認書または林班立入承認書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Applicant 申請者
	Harvesting License /Coupe Permit 伐採ライセンスまたは林班立入許可書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Applicant 申請者
※Table 4 ※表 4			

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a7 伐採ライセンス及び林班立入許可書発行手続き

③環境報告書

永久林、州有林及び産業用人工林を含む私有林の伐採を行う者には、環境保護局が承認した環境評価報告書又は緩和措置調査報告書の所持及び同局との環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結が必要である。森林局は、次表のように伐採区画規模別に環境保護局長官が承認した林業活動に係る環境評価報告書又は緩和措置提案書の保持を義務づけている。森林局は、伐採ライセンスを発行する前に、申請者の環境保護局長官の承認を受けた環境評価報告書又は緩和措置調査報告書の所持を確認する。

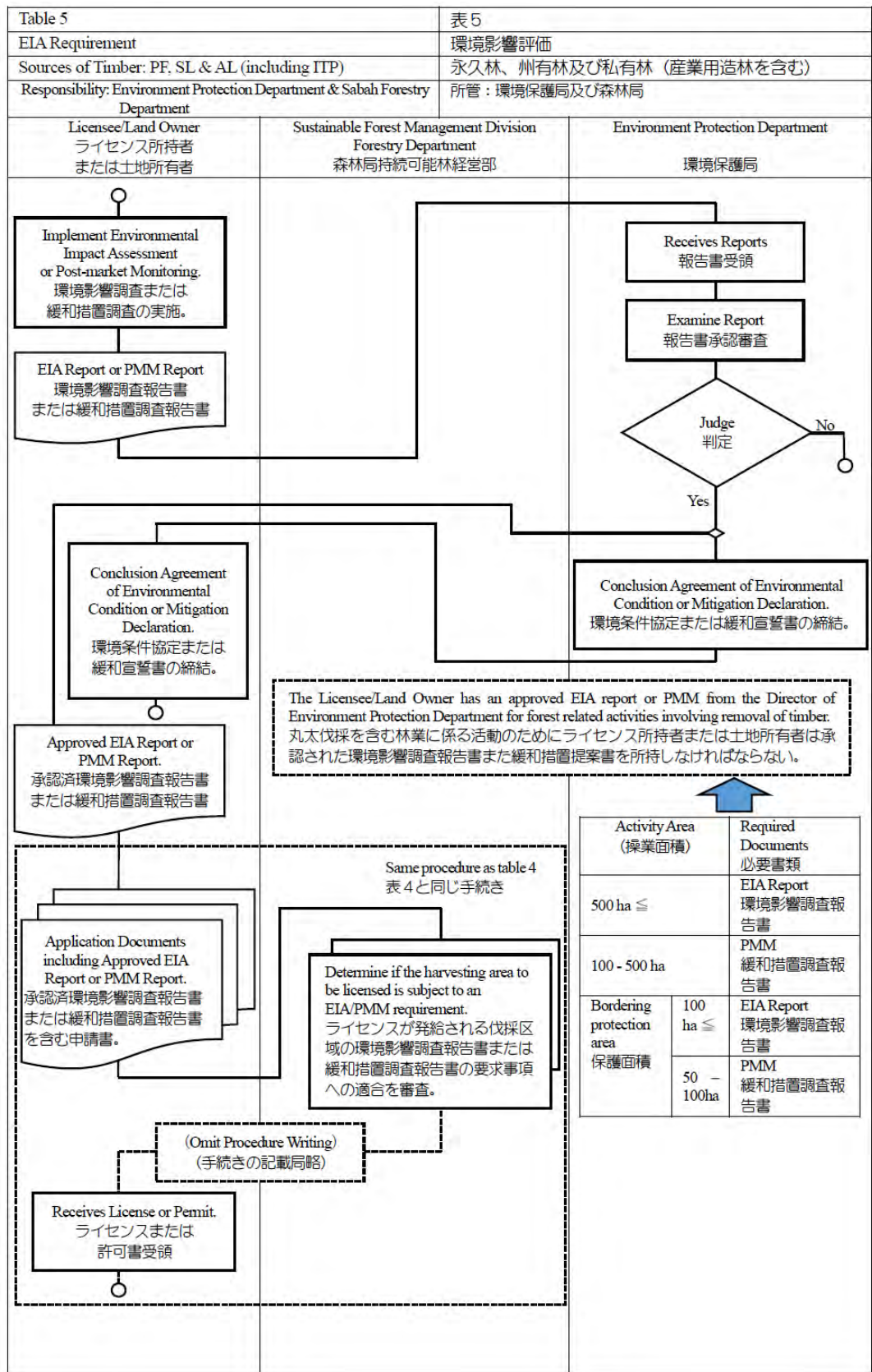
表 4.1.a12 環境評価報告書所持義務

伐採区域の条件及び面積		要 求 事 項
500ha 以上		環境評価報告書の所持。
100ha 以上 500ha 未満		緩和措置調査報告書の所持。
保護区域と 接する区域	100ha 以上	環境評価報告書の所持。
	50ha 以上 100ha 未満	緩和措置調査報告書の所持。

資料：サバ州森林局

ライセンス所持者又は土地所有者は、これらの報告書の承認及び環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結のために、環境影響調査又は緩和措置調査を実施し、報告書を作成して環境保護局に承認を申請しなければならない。申請を受けた環境保護局は、報告書の内容を審査し、問題がなければ報告書への署名及び環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結を要求し、これらの手続きが終了すると、報告書の承認手続きが完了する。

ライセンス所持者又は土地所有者が伐採ライセンス又は林班立入許可書を申請するときは、森林局森林資源経営部に申請書に承認された環境評価報告書又は緩和措置調査報告書を添付する。森林資源経営部は、伐採ライセンス又は林班立入許可書の申請があった伐採区域の報告書の要求事項への適合を前項（②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行）の手続きの一部として行い、最終的に適合が評価されたときに伐採ライセンス又は林班立入許可書を発行する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a8 環境影響評価の承認手続き

【証明書及び手続書類】

環境影響評価報告書及び緩和措置調査報告書の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a13 環境影響評価報告書及び緩和措置調査報告書の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
EIA Requirement 環境影響調査	Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 環境影響評価報告書または緩和措置調査報告書	Licensee /Land Owner ライセンス取得者または土地所有者	Environment Protection Department 環境保護局
	Agreement of Environmental Condition or Mitigation Declaration 環境条件協定または緩和宣誓	Licensee /Land Owner & Environment Protection Department ライセンス取得者または土地所有者及び環境保護局	
	Approved Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 承認済環境影響評価報告書または緩和措置調査報告書	Environment Protection Department 環境保護局	Licensee /Land Owner ライセンス取得者または土地所有者
※Table 5 ※表5			

資料・監修：サバ州森林局

④伐採計画

永久林及び州有林の伐採ライセンス取得者には、営林署長が承認した総合伐採計画書及び年間作業計画書の所持が義務づけられている。総合伐採計画書には、伐採対象木のほか、林道及びスキッド用作業道の位置、丸太のスキッピング時に削り取られる表土の深度、伐採対象木へのマーキング、小川のバッファージーンを目印その他『低負荷式伐採作業ガイドブック』³に準拠した内容が記載されなくてはならない。さらに、ライセンス取得者は、総合伐採計画書に記載した請負業者を雇用しなくてはならない。

営林署長は、伐採ライセンス取得者が所持している総合伐採計画書に記載された請負業者の雇用、年間作業計画書上の当該年の伐採区域の計画及び『低負荷式伐採作業ガイドブック』の規定に準拠した伐採作業の実行を確認するために、総合伐採計画書の記載内容の正確さを現場で確認する。さらに森林局森林資源経営部は、道路、スキッピング時に削り取られる表土の深さ、貯木場、小川のバッファージーンその他総合伐採計画書に掲げられている事項の『低負荷式伐採作業ガイドブック』の規定への準拠を現場で確認する。

これらの確認作業が終了して問題がなければ、営林署長は、総合伐採計画書とともに承認書を発行する。

³ Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book –Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah Malaysia—”, March 2009.

Table 6		表 6	
Harvesting Plan		伐採計画	
Sources of Timber: PF & SL		永久林及び州有林	
Responsibility: Sabah Forestry Department		所管：森林局	
District Forestry Officer 営林署長	Forest Resources Management Division Forestry Department 森林局森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長	Criterion/Obligation of Licensee ライセンス所持者の義務
<p>Checks and verifies the licensee employed a registered Comprehensive Harvest Plan (CHP) contractor. ライセンス所持者が総合伐採計画に登録されている請負業者を雇用しているか確認。</p> <p>Verifies that the submitted plan for harvesting areas for that year is listed in the approved AWP (refer Table 2 and 3). 提出された当該年の伐採区画のための計画が承認された年間作業計画に掲げられているか確認（表 2 及び 3 を参照）。</p> <p>Verifies on the ground the accuracy of information in the preparation of CHP in compliance with the RIL Operation Guide Book. 低負荷式伐採作業ガイドブックの規程に準拠した伐採作業の確認のために、総合伐採計画書の記載内容の正確さを現場で確認。</p> <p>Field Verification Report 現場確認報告書</p>		<p>Check and verify that the CHP complies with RIL Operation Guide Book. 総合伐採計画書に掲げられている事項が低負荷式伐採ガイドブックの規程に準拠しているか確認</p> <p>Issues Approval of CHP. 総合伐採計画承認書発行</p> <p>Issues Letter of Approval. 承認書発行</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ▪ The licensee (SFMLA/LTLA) must have an approved Annual Work Plan (AWP) consisting of harvesting components. ▪ The licensee must have an approved Comprehensive Harvest Plan (CHP) consisting of harvesting Components (except area zone for ITP development). ▪ CHP must comply with Reduced Impact Logging (RIL) Operating Guide Book. ▪ The licensee must employ registered CHP contractor. ▪ 持続可能林経営ライセンス協定または長期伐採ライセンス協定のライセンス所持者は、伐採対象立木を記載した年間作業計画書を所持していなければならない。 ▪ ライセンス所持者は、産業拡大造林地での操業を除き、総合伐採計画書を所持していなければならない。 ▪ ライセンス所持者は、総合伐採計画に記載された請負業者を雇用しなければならない。 	

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a9 伐採計画承認手続き

【証明書及び手続書類】

伐採計画の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a14 伐採計画の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF & SL 永久林及び州有林	Field Verification Report 現場確認報告書	District Forestry Officer 営林署長	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Letter of CHP 総合伐採計画承認書	Director of Forestry 森林局長	Forestry Department 森林局
※Table 6 ※表 6	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局

⑤伐採区域の境界確定

A. 準備作業

伐採区域の境界を確定するために、州有林、私有林、永久林別に準備作業がなされる。

州有林では、ライセンス取得者がライセンス取得済の測量会社と業務契約を締結する。さらにライセンス取得者は、土地測量局に登録測量図の発行を申請し、受領した登録測量図を測量会社に提供する。登録測量図の提供を受けた測量会社は、測量を行って石製測量杭の設置及びマーキングを行いながら境界の確定と測量図の作成を行うとともに、境界線上の下刈りを行う。

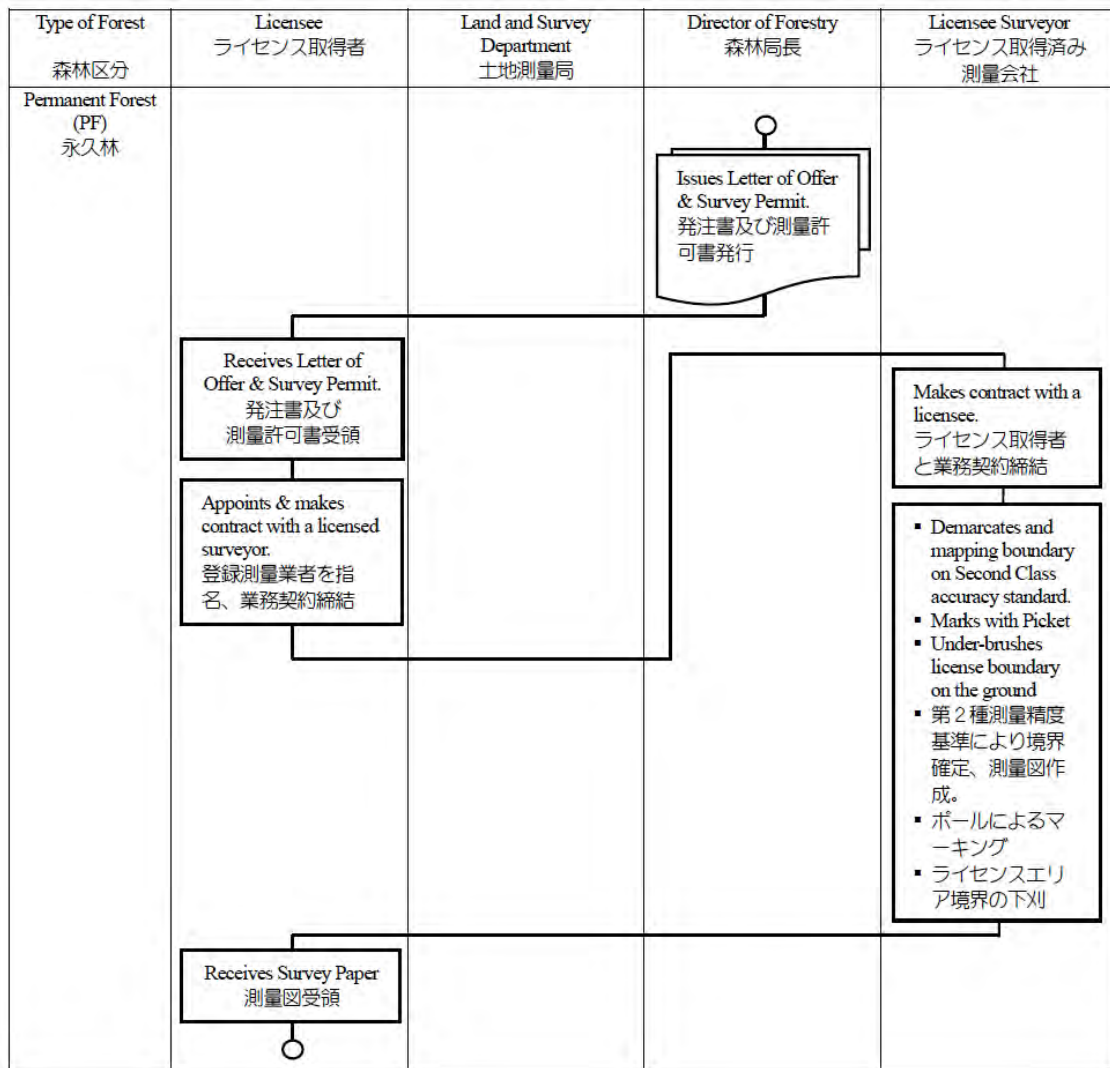
私有地では土地所有者に所有している土地を明確にするため、土地取得時における境界確定並びに境界を示す石製測量杭の設置及び管理が義務づけられている。

永久林では、森林局長がライセンス所持者に測量許可書を発行し、測量図の作成を発注する。森林局長からの発注書及び測量許可書を受領したライセンス取得者は、ライセンス取得済の測量会社と業務契約を締結する。測量会社は、第2種測量精度基準により境界を確定し測量図を作成するとともに、ライセンスエリアの境界上の下刈りを行う。

Table 7		表 7		
Area demarcation and mapping for outer boundary of harvesting license area		伐採区域の境界確定		
Sources of Timber: PF, SL & AL		永久林、州有林及び私有林		
Responsibility: Sabah Forestry Department & Lands and Survey Department		所管：森林局及び土地測量局		
Type of Forest 森林区分	Licensee/Land Owner ライセンス取得者 または土地所有者	Land and Survey Department 土地測量局	Director of Forestry 森林局長	Licensee Surveyor ライセンス取得済み 測量会社
State Land (SL) 州有林	<p>Licensee to Appoints & makes contract with a licensed surveyor. ライセンス取得者は登録測量業者を指名、業務契約締結。</p> <p>Requires the Registered Survey Paper to SLD. 土地測量局に登録測量図発行を要求。</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領。</p> <p>Provides Registered Survey Paper. 登録測量図提供。</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領。</p>	<p>Issues Registered Survey Paper. 登録測量図発行。</p>		<p>Makes contract with a licensee. ライセンス取得者と業務契約締結</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領</p> <ul style="list-style-type: none"> Demarcates and mapping of the area. Marks boundary stones. Under-brushes license boundary on the ground. 境界確定、測量図作成 石製測量杭の設置・マーキング ライセンスエリア境界の下刈 <p>Survey Paper 測量図</p>
Alienated Land (AL) 私有林	<p>Has to maintain boundary stone for field verification. 土地の確認のために石製測量杭を管理</p>			

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a10 伐採区域の確定手続き（準備作業）



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a10 伐採区域の確定手続き（準備作業）（続き）

表 4.1.a15 森林の形態別伐採区域境界の確定及び測量図作成方法

区 分	境界の確定及び地図作成の方法
州有林	ライセンス取得者は、土地測量局から土地登記測量図の提供を受けるとともに、ライセンスを取得している測量会社を指名して境界の確定と測量図の作成を行う。
私有林	土地所有者及び土地所有者が承認した請負業者は、境界を確認するための石製の測量杭を管理しなければならない。
永久林	ライセンス取得者は、営林署長からの承認書を受取り、ライセンスを取得している測量会社を指名して第2種測量精度基準により境界の確定と測量図の作成を行う。
永久林又は州有林	ライセンス取得者は、ライセンスを取得している測量会社による測量を行い、永久林には測量杭、州有林には石製の測量杭を設置するとともに、伐採区域の境界に低木を植える。

資料：サバ州森林局

B. 伐採区域の境界確定（最終確定作業）

森林局及び土地測量局は、ライセンス取得済の測量会社による測量、境界確定作業、測量図の作成が完了すると、最終的な境界確定作業を行う。

営林署の森林監督官又は森林局職員は、境界、マーキングされた境界上の立木及び境界の低木設置状況の調査と確認をし、測量図に基づいた境界の確認を行う。さらに境界上の任意の立木に森林局の刻印を打刻し、刻印を打刻した立木の座標をGPSにより取得して記録する。森林監督官又は森林局職員は、これらの結果を営林署長に報告する。

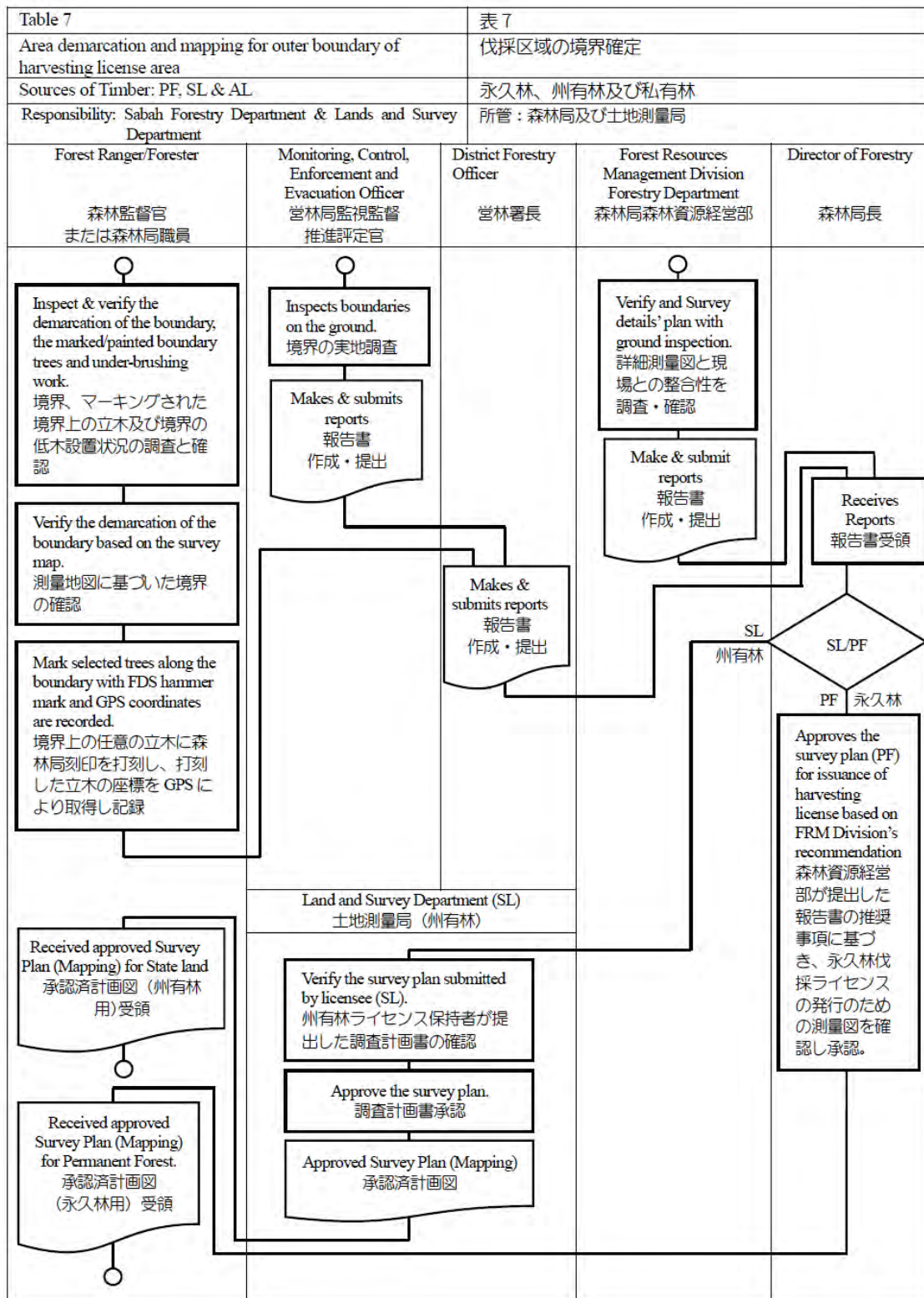
営林局監視監督推進評定官は、森林監督官又は森林局職員とは別に境界の実地調査を行って営林署長に報告書を提出する。

営林署長は、森林監督官又は森林局職員からの報告及び営林局監視監督推進評定官から受領した報告書を用いて報告書を作成し、報告書を森林局長に提出する。



二つの伐採区域の境界。下刈りをした緩衝帯を造り、看板でこの場所が緩衝帯であることと、それぞれ区域の管理者を表示する。

写真 4.1.a1 伐採区域の境界



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a11 伐採区域の境界確定（最終確定）手続き

さらに森林資源経営部は詳細測量図と現場との整合性の調査と確認を行い、報告書を作成して森林局長に提出する。

森林局長は州有林の境界確定については、森林資源経営部からの報告書に記載された推奨事項に基づき永久林の伐採ライセンス発行のための測量図及び報告書の内容を確認し、計画図を承認して伐採区域を最終的に確定して、これらの書類を土地測量局に回付する。

土地測量局は、森林局長から回付された報告書及び州有林ライセンス保持者が提出した調査計画書の内容を確認して調査計画書及び計画図の承認を決定する。

【証明書及び手続書類】

伐採区域の境界確定に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a16 伐採区域の境界確定に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
SL 州有林	Registered Survey Paper 登録測量図	Land and Survey Department 土地測量局	Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者
		Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者 (転送)	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社
※Table 7 ※表 7	Survey paper 測量図	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社	Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者
PF 永久林	Letter of Offer & Survey Permit 発注書及び測量許可書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者
	Survey paper 測量図	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社	Licensee ライセンス所持者
	Inspection Reports on boundaries 境界検査報告書	Monitoring Control, Enforcement and Evacuation Officer 営林局監視監督推進評定官	District Forestry Officer 営林局長
	Inspection Reports 調査報告書	District Forestry Officer 営林局長	Director of Forestry 森林局長
	Inspection Reports 調査報告書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長
	Approved Survey Plan (Mapping) for PF 承認済測量計画図 (永久林用)	Director of Forestry 森林局長	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Approved Survey Plan (Mapping) for SF 承認済測量計画図 (州有林用)	Land and Survey Department 土地測量局	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
※Table 7 ※表 7			

資料・監修：サバ州森林局

⑥立木調査

伐採区域を確定した後に立木調査を行う。

対象となる森林は、永久林、州有林及び私有林であるが、産業用人工林の伐採跡地に再造林した森林の伐採申請は、この項目の適用を除外する。

ライセンス取得者は、600ha未満の伐採区域については踏査による立木調査を、600ha以上の伐採区域については複数のL字型プロットを用いたサンプリング調査により立木調査を行い、営林署長に立木調査報告書を提出する。

営林署長は、立木調査報告書に記載されている樹種、有用果樹、立木蓄積量、区域全体の径級別立木本数などを、さらに600ha以上の伐採区域については、プロットの数と伐採区域におけるプロットの密度を現場で確認して森林局長に報告書を提出する。

森林局長は持続可能林経営部に営林署長から受領した立木調査報告書の評価を命令する。

森林局長の命を受けた森林局持続可能林経営部は、営林署長が森林局長官に提出した森林調査報告書の記載内容を必要に応じて現場で確認しながら評価し、問題がなければ立木調査報告書を承認する。

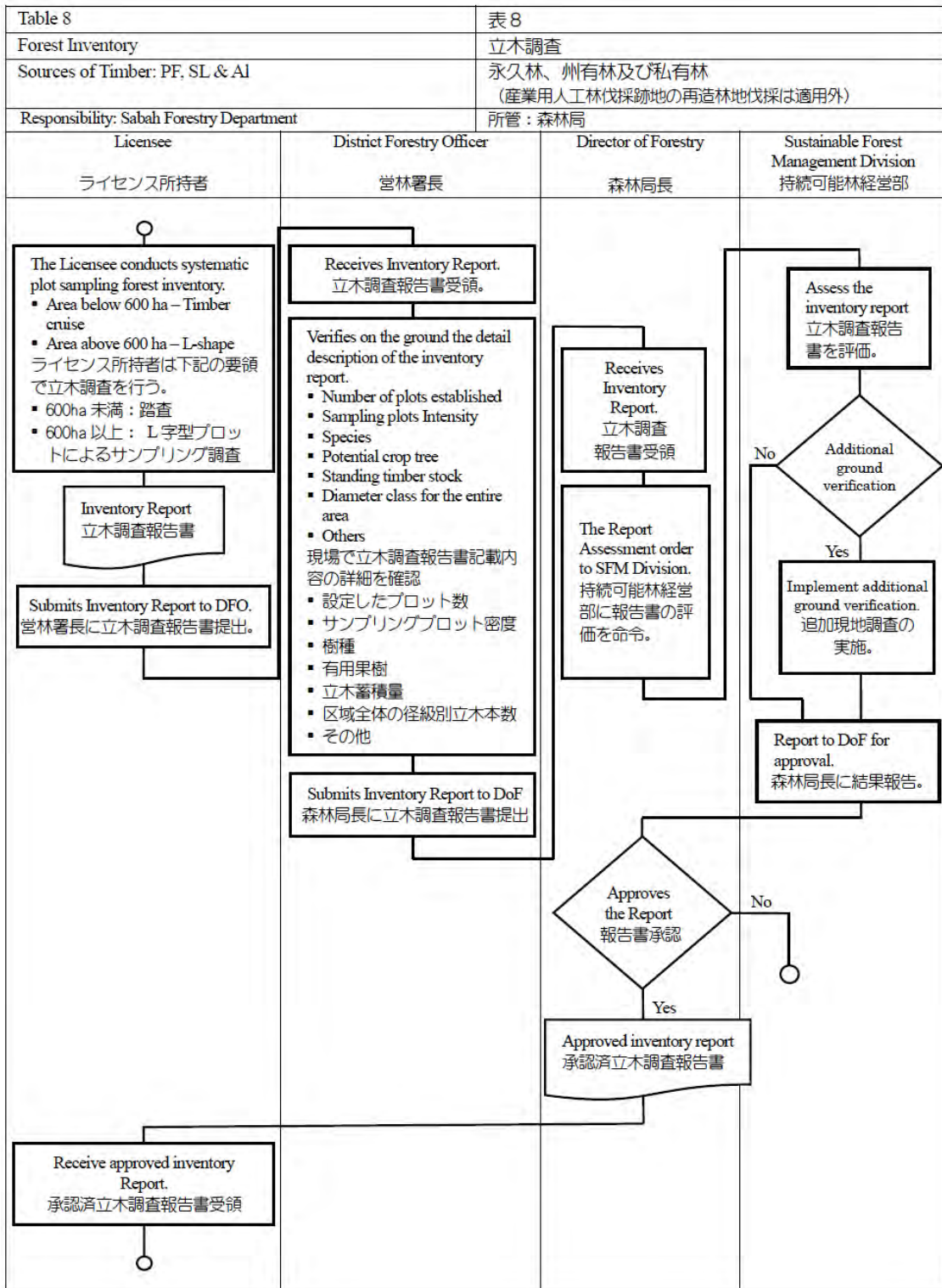
【証明書及び手続書類】

立木調査の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a17 立木調査の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Forest Inventory 立木調査	Inventory Report 立木調査報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
		District Forestry Officer 営林署長 (回付)	Director of Forestry 森林局長
		Director of Forestry 森林局長 (回付)	Sustainable Forest Management Division 持続可能林経営部
※Table 8 ※表 8	Approved inventory report 承認済立木調査報告書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a12 立木調査の手続き

(2) 基準2 林内作業

基準2は、林内作業の各種要件を定めている。この中には作業員の資格要件、木材の管理方法及び関係政府機関との連携に係る事項を含んでいる。

基準2には、次表に掲げた4つの標準を設定している。なお、標準の内の伐採施業管理の一部は、基準1に関係している。

表 4.1.a18 基準2 林内作業のコンテンツ

標準	区分
①伐採施業管理	
②木材生産管理	A. 私有林 (II B 様式) B. 永久林、州有林材及び私有林材
③丸太輸送	A. 永久林、州有林、私有林 (産業用造林を除く) B. 産業用造林 (小規模所有者からのゴム材を含む)
④労働者の安全衛生	

①伐採施業管理

この標準は、低負荷式伐採方式による伐採(永久林)とそれ以外の伐採方式による伐採(永久林以外の森林)における森林局及び環境保護局による伐採施業管理方法を定めている。

サバ州では、永久林の伐採方法として低負荷式伐採が義務付けられている。

低負荷式伐採方式は、サバ州森林局が森林に与える影響を最小限に抑えるために開発した伐採方式で、関係する諸規定は『低負荷式伐採作業ガイドブック –マレーシアサバ州における森林伐採施業規則–』⁴として一冊の本にまとめられている。この本は「ガイドブック」と銘打っているが、その内容は森林局が正式に制定した規程である。

低負荷式伐採は、低負荷式伐採作業ガイドブックに記載されている最低資格基準を満たしている作業員が行わなければならない。低負荷式伐採に従事する作業員には、作業に従事する前に森林局傘下の林業研究所が開催する研修の受講及び訓練が義務付けられ、資格を修得した作業員は森林局に登録されるとともに、林業研究所が作業員に低負荷式伐採訓練証明書を発行する。

永久林の伐採を行う事業者は、低負荷式伐採業者のライセンス所持及び森林局への業者登録が必要である。そして、伐採の請負には伐採請負業者証明書が、さらに低負荷式伐採作業の請負には低負荷式伐採請負業者証明書が必要で、どちらの証明書も森林局が事業所を登録した上で発行する。

なお、州有林及び私有林には低負荷式伐採の実施は義務付けられていないが、州有林及び私有林の伐採を請負う業者は森林局に登録している低負荷式伐採登録業者でなければならない。

⁴ Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book –Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah, Malaysia”

表 4.1.a19 低負荷式伐採作業担当者の最低資格基準

区 分	最低資格基準
伐倒作業者	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関として推奨した機関が発行する認証された伐倒作業者用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
トラクター運転手	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関として推奨した機関が発行し、サバ州森林局が認証したトラクター運転手用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
ログフィッシャー運転手	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行し、サバ州森林局が認証したログフィッシャー操縦者用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
伐倒対象木特定作業者 (Chockermen)	公共政策研究所又は同等機関により発行され、サバ州森林局が認証した伐倒対象木特定作業者（伐倒対象木にテープを用いて印を付ける作業を担当する者）用低負荷式伐採作業者証明書を持っていること。
監督者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所又は森林局が発行した低負荷式伐採監督者証明書所持。
計画策定者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所若しくは森林局が発行した低負荷式伐採計画の監督者証明書又は低負荷式伐採の計画策定者証明書所持。
管理者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所若しくは森林局が発行した低負荷式伐採の監督者証明書又は低負荷式伐採計画の策定者証明書所持。
監査人	林学士号若しくは同等の資格又はサバ州林業研究所が発行した低負荷式伐採の監督者証明書又は低負荷式伐採の計画策定者証明書所持

資料：Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book -Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah, Malaysia”, p7

A. 低負荷式伐採（永久林）の伐採施業管理

a. 営林署長が行う伐採管理業務

低負荷式伐採の伐採施業管理において、営林署長が行う管理業務は次のとおりである。

ア. 法令遵守の確認（伐採期間中）

- 伐採作業中の総合伐採計画書及び低負荷式伐採方法ガイドラインの遵守。
- ライセンス条項の遵守。
- その他森林局長通達の遵守。

イ. 現場確認（伐採前及び伐採期間中）

- 急傾斜地、河岸保護地、緩衝帯のような伐採禁止地域における現地での明確な表示と保護実施の確認。

ウ. 作業員資格の確認（伐採前及び伐採期間中）

- 全ての林業関係作業員が前表の最低資格基準を達成しているかを確認。

エ. 報告書の作成

- 四半期別伐採状況報告書を作成し森林局長に提出。
- 完了検査報告書を作成し、伐採作業完了後 6 か月以内に森林局長に提出。

b.森林監督官又は森林局職員が行う伐採施業管理

森林監督官又は森林局職員は伐採期間中を通じて、伐採日報及び日報データの更新（追加）を管理する。

B.低負荷式伐採方式以外の伐採施業管理

【営林署長が行う伐採管理業務】

低負荷式伐採の伐採施業管理において、営林署長が行う管理業務は次のとおりである。

a. 業者登録の確認（伐採作業前）

全ての伐採請負業者の森林局への登録を確認する。

b. 報告書の作成

四半期別伐採状況報告書を作成し、森林局長に提出する。

C.刻印の確認（伐採作業前）

営林署長は、ライセンス保持者が登録済の適正な刻印を準備しているか確認する。

D.シリアルナンバー（検量申請受付時）

森林監督官又は森林局職員は、検量申請があったときに丸太に刻み込まれたシリアルナンバーを確認する。

E.有効な占有許可書及び暫定操業ライセンスの確認（伐採作業前及び伐採期間中）

営林署長は、伐採作業前に永久林にあつては有効な搬出区域占有許可書、州有林にあつては搬出区域暫定操業ライセンスを確認する。

F.環境条件協定又は緩和措置宣言書の履行状況（四半期）

環境保護局は、次の事項を実施する。

- 環境条件協定又は緩和措置宣言書に基づく措置の履行を監視する。
- 州政府に登録された環境コンサルタントによる査察を実施し、環境コンサルタントが提出する報告書により監視を行うとともに、苦情が生じたときは速やかに現場を確認する。

G.野生生物局への通知の確認（伐採作業前）

営林署長は、伐採作業開始1か月前に行う野生生物局への通知の履行を確認する。

表 4.1.a20 伐採施業管理の確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度							
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	換量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月
1. RIL (PF) 低負荷伐採方式 (永久林)									
DFO 営林署長	i	<ul style="list-style-type: none"> The harvesting operations are carried out in accordance with CHP and RIL guidelines In compliance with the license condition. Other written directives issued by the DoF. 伐採作業中の総合伐採計画書及び低負荷式伐採方式ガイドライン遵守。 ライセンス条項の遵守。 その他森林局長通達の遵守。 			✓				
	ii	<ul style="list-style-type: none"> The area prohibited from harvesting such as steep slopes, riparian reserve and buffer zone are clearly marked on the ground and protected. 急傾斜地、河岸保護地、バッファゾーンその他の伐採禁止地域現地における明確な表示と保護実施の確認。 	✓		✓				
	iii	<ul style="list-style-type: none"> All relevant key forest workers are properly trained with minimum competency standard as specified in Table 1.2 within the RIL Operation Guide Book prior and/or during the harvesting operation. 伐採前及び伐採期間中を通じて、全ての林業関係作業員が低負荷式伐採方式ガイドラインの表 1.2 に掲げられている最低資格基準を満たしているか確認。 	✓		✓				
	iv	<ul style="list-style-type: none"> Logging contracts are registered with FDS as certified RIL Logging Contractor once, before the harvesting operation commences. 伐採作業前に、伐採請負業者が低負荷式伐採方式伐採請負業者として森林局に登録されているか確認。 				✓			
Forest Ranger / Forester 森林監督官 または 森林局職員	v	<ul style="list-style-type: none"> Daily Felling Record is maintained and updated daily during harvesting operation. 伐採作業期間中の伐採日報の管理及び同台帳への毎日のデータ更新 (追加) を確認。 	✓		✓				

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度								
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months	
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	検量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月	
DFO 営林署長	vi	<ul style="list-style-type: none"> Prepares and submits Quarterly Logging Progress Report to the Director of Forestry quarterly. 四半期ごとに四半期別伐採状況報告書を準備し、森林局長に提出。 							✓	
	vii	<ul style="list-style-type: none"> Prepare and submits Closing Inspection Report to the Director of Forestry within six months after harvesting operations is completed. 完了検査報告書を準備し、伐採作業完了後6か月以内に森林局長に提出。 				✓				
2. Non-RIL 低負荷式伐採方式以外（永久林以外の森林）										
DFO 営林署長	i	<ul style="list-style-type: none"> All logging contractors are registered with FDS once before the harvesting operation commences. 伐採作業前に全ての伐採請負業者が森林局に登録されているか確認。 		✓						
	ii	<ul style="list-style-type: none"> Prepare and submits Quarterly Logging Progress Report to the Director of Forestry quarterly. 四半期ごとに四半期別伐採状況報告書を準備し、森林局長に提出。 								✓
3. Hammer Mark 刻印										
DFO 営林署長		<ul style="list-style-type: none"> Record the licensee's registered Property Hammer Mark before harvesting operation commences. 伐採作業前にライセンス所持者が登録した適正な刻印を準備しているか確認・記録。 		✓						
4. Serial Number シリアルナンバー										
Forest Ranger / Forester 森林監督官 または 森林局職員		<ul style="list-style-type: none"> Verify serial numbers incised on each logs when apply for scaling order. 検量申請受付時に丸太に刻み込まれたシリアルナンバーを確認。 					✓			
5. Valid Occupation Permit or TOL 有効な占有許可書及び暫定操業ライセンス										
DFO 営林署長		<ul style="list-style-type: none"> Verify that the area occupied for stumping within PF has valid occupation permit or TOL for stumping inside SL before harvesting operation commences. 伐採作業前に永久林にあっては有効な搬出区域占有許可書、州有林にあっては搬出区域暫定操業ライセンスを確認。 		✓	✓					
6. AEC or MD 環境条件協定または緩和措置宣言書										
EPD 環境保護局		<ul style="list-style-type: none"> Monitors the implementation of mitigation measures as stated under the AEC or MD. 環境条件協定書または緩和措置宣言書に基づく緩和措置の履行を監視。 								✓
7. ECR & Monitoring 査察とモニタリング										
EPD 環境保護局		<ul style="list-style-type: none"> Monitors the submission of ECR by a registered environmental consultant based on the specified period stated in the AEC/MD, and conducts ground inspection immediately once a complain is received. 								✓

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度							
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	検量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月
	<ul style="list-style-type: none"> 登録された環境コンサルタントによる査察を実施し、環境コンサルタントが提出する報告書により監視を行うとともに、苦情が生じたときは速やかに現場を確認。 								
8. Notification Letter to Wildlife Department 野生生物局への通知書									
DFO 営林署長	<ul style="list-style-type: none"> Checks notification letter to Wildlife Department one month before commencing harvesting operation for any area to be harvested. 伐採作業前1か月前に通知した野生生物局宛通知書の確認。 		✓						

資料・監修：サバ州森林局

【証明書及び手続書類】

伐採施業管理に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a21 伐採施業管理に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding IIP) 永久林、州有林及び私有林 (産業用造林を除く)	Daily Felling Records 伐採日報	Licensee ライセンス所持者	Forest Ranger /Forester (Verification) 森林監督官または森林 局職員 (確認)
	Marked on the ground for steep slope, riparian reserve. 急傾斜地、河岸保護地、バッファゾーン保 護のための現場への表示	Licensee ライセンス所持者	Forest Ranger /Forester (Verification) 森林監督官または森林 局職員 (確認)
	Closing Inspection Report 完了検査報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Quarterly Logging Progress Report 四半期別伐採状況報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Registered Hammer Mark 登録済刻印	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Occupation Permit (PF) or TOL (SL) 占有許可書 (永久林)または搬出区域暫定操業 ライセンス (州有林)	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	RIL Logging contractor certificate 低負荷伐採方式伐採業者契約証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Logging contractor certificate 伐採業者契約証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Workers RIL training certificate 低負荷伐採方式労働者訓練証明書	Workers 労働者	District Forestry Officer 営林署長
	Log list 丸太一覧表	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of Compliance to the AEC /MD issued by EPD 環境保護局が発行した環境条件協定または緩和 措置宣言を遵守する旨を記載した宣誓書	Licensee /Land owner ライセンス保持者また 土地所有者	Environment Protection Department (Verification) 環境保護局 (確認)
※Table 9 ※表 9	Notification letter to Wildland Department 野生生物局への通知文書	Licensee /Land owner ライセンス保持者また 土地所有者	District Forestry Officer (Verification) 営林署長 (確認)

資料・監修：サバ州森林局

②木材生産管理

この標準は、私有林（ⅡB 様式）と永久林、州有林及び私有林（ⅡB 様式以外）に区分して木材生産管理の方法を規定している。

なお、ⅡB 様式とは、サバ州においては林業部門のみに関わらず民間部門の事業所又は個人が私有財産に係る行政の許可を申請するときに用いる様式である。ここでいう「私有林（ⅡB 様式）」とは、私有林から一時的な木材生産活動により伐採する許可を州政府に申請することを意味しており、土木工事などである程度の面積の伐採を要するときや林地を農地に転用するときなどに用いる。一方で、「私有林（ⅡB 様式以外）」とは、ライセンス有効期限が 99 年に及ぶ私有林（Alienated Land）を意味しており、この私有林では「私有林（ⅡB 様式）」とは異なり、継続的な林業・木材生産活動を前提として州政府がライセンスを発行している。